

昌平坂学問所および諸藩校における

読書に関する一考察

筑波大学

図書館情報メディア研究科

2013年3月

寶田 麻衣

## 目 次

表目次.....	3
1 はじめに.....	4
1.1 研究背景・目的.....	4
1.2 研究対象.....	6
1.3 研究方法.....	9
2 昌平坂学問所における文庫の運営と蔵書構成.....	11
2.1 文庫運営の変遷.....	11
2.1.1 昌平坂学問所の文庫とは.....	11
2.1.2 文庫運営の開始.....	11
2.1.3 借覧規則の展開.....	13
2.1.4 幕末の文庫運営.....	16
2.1.5 小括.....	17
2.2 蔵書構成.....	17
2.2.1 目録について.....	17
2.2.2 蔵書構成.....	17
2.2.3 「政治・法制附故実」.....	19
2.2.4 「歴史」.....	20
2.2.5 「文学」.....	22
2.2.6 小括.....	23
3 諸藩校における文庫の運営と蔵書構成.....	26
3.1 文庫運営.....	26
3.1.1 『日本教育史資料』とは.....	26
3.1.2 萩藩明倫館の文庫運営.....	26
3.1.3 名古屋藩明倫堂の文庫運営.....	28
3.1.4 和歌山藩学習館の文庫運営.....	29
3.1.5 運営体制.....	30
3.1.6 貸出様式.....	31
3.1.7 利用目的.....	33
3.1.8 小括.....	34
3.2 蔵書構成.....	34
3.2.1 蔵書構成.....	36
3.2.2 「歴史」.....	38
3.2.3 「文学」.....	42
3.2.4 小括.....	44

3.3 昌平坂学問所および各藩校の蔵書構成の背景 .....	44
3.3.1 各文庫における共通点 .....	44
3.3.2 文庫における「雑書」の扱い .....	46
4 文庫の中の近世文学 .....	51
4.1 文庫の中の軍書 .....	51
4.1.1 先行研究における軍書 .....	51
4.1.2 所蔵された軍書 .....	51
4.1.3 各機関における軍書の利用 .....	54
4.2 文庫の中の近世小説 .....	56
4.2.1 所蔵された近世小説 .....	57
4.2.2 通俗物・読本 .....	60
4.2.3 説話・教訓物 .....	61
4.2.4 小括 .....	63
4.3 昌平坂学問所および諸藩校における読書 .....	63
5 おわりに .....	70
参考文献 .....	72

## 表 目 次

1 はじめに	
表 1 研究対象.....	7
表 2 対象目録.....	8
2 昌平坂学問所における文庫の運営と蔵書構成	
表 3 昌平坂学問所の漢籍と和書の割合 .....	18
表 4 昌平坂学問所の和書の分類.....	19
表 5 「政治・法制附故実」の分類 .....	19
表 6 「歴史」の分類.....	21
表 7 「文学」の分類.....	22
3 諸藩校における文庫の運営と蔵書構成	
表 8 諸藩校の漢籍と和書の割合 .....	35
表 9 諸藩校の和書の分類.....	37
表 10 「歴史」の分類 .....	39
表 11 各藩校の設置教科.....	40
表 12 「文学」の分類 .....	41
表 13 「国文」の分類 .....	43
表 14 昌平坂学問所の「国文」の分類 .....	46
4 文庫の中の近世文学	
表 15 軍書一覧.....	52~53
表 16 近世小説一覧.....	58~59

## 1 はじめに

### 1.1 研究背景・目的

近世期、武士の子弟の教育する機関における教育とは、漢籍を教材とした漢学の教授であった。しかし、漢学の教授を主に行っていたにも関わらず、多くの和書の所蔵が武士の子弟を教育する機関に見られる。これらはどのような意図で所蔵されていたのだろうか。

寛永7年(1630)、林羅山<sup>1</sup>が、将軍の内意と保護のもとに、江戸上野の忍岡に家塾を建てた。その後、元禄3年(1690)に将軍徳川綱吉が湯島昌平坂に移して林家当主に主宰させ、寛政9年(1797)には幕府直轄の昌平坂学問所となった。そこでは、儒学の教授が行われ、教育に必要な書物は、文庫に所蔵されていた。諸藩校もこれに倣い、公的な教育機関においては儒学の教授が行われた。また、諸藩校においても、文庫が設置され、学習に必要な書物が所蔵されていた。このような機関において、「読書」とは教授されるものであった。

学事上ノ諸制度 伊達吉村従四位上中将奥陸守代元文元年十一月朔日ノ令ニ榛澤太兵金成六平各漢文所目付学文所ノ事務誓詞前会ノ如ク得心スヘシ前書不詳学文所ノ事ハ高橋與右衛門ニ主立命セラル其意ヲ可得佐藤吉之丞蘆幸七郎高橋與右衛門遊佐運蔵ニ諸士為学文学文所ヲ建ラレ講釈及ヒ読書指南命セラル<sup>2</sup>

これは、仙台藩の「学事上ノ諸制度」にある記述である。学問をするために学文所が建てられ、そこでは講釈と読書指南をすることが命じられていた。昌平坂学問所の寮内の規則には、「読書発声四ツ時を限可申事」<sup>3</sup>という一文がある。読書とは、声に出して読む事が想定されていたことがわかる。また、津藩においては、

御家中読書ノ子供是迄儒家へ致出席候儀相止メ此度改テ御学校へ召出入学帳へ付可申候尤礼服著以扇子為贅入学可有之候<sup>4</sup>

とある。「読書ノ子供」は儒家へ個人的に師事していたが、これをやめ、学校へ入学することが定められた。ここでいう「読書ノ子供」とは、学習が素読の段階にある子供のことである。素読とは、古典の原文を、暗唱できるまで幾度となく繰り返して読む、学習法の一つである。日本でこの方法が広く行われて学習の初歩として普及したのは近世期においてである。とくに武家の子弟が漢学の初歩としてこの方法をとったのであって、武士の子弟を教育する学校の学習の初めは漢籍の素読であった。以上より、史料中における「読書」とは、漢籍を読むことであり、特に教授方法の一つである書物を声に出して読む素読を意味していたことがわかる。

ここで、先行研究の整理を行う。昌平坂学問所や諸藩校それ自体や、蔵書目録に関する先行研究は、数多く存在する。ここでは、昌平坂学問所および諸藩校の文庫利用に言及している先行研究を見ていく。小野則秋は、各文庫について、その成立過程やそれぞれに見られる規則や特色を紹介する。昌平坂学問所文庫については、他の藩校の規範となり、近代の学校図書館教育の創始はここに始まったと述べている<sup>5</sup>。また、菊地租は、筑前福岡藩の藩校文庫を対象に、その蔵書構成、学問体制、蔵書貸借について分析する。文庫の書物

を各々が用いた授業は、学習者の自主性を非常に重視していたと述べる<sup>6</sup>。牛見真博は、萩藩明倫館の旧蔵国書から、教育の特徴や蔵書利用に関して言及している。萩藩明倫館の教育は、荻生徂徠の思想に影響を受けている。国書の収集も、徂徠学を重視して行っていることから、漢籍をテキストとして用い、その理解の助けに副読本として国書を用いたことも推察されると述べている<sup>7</sup>。直接的に藩校の文庫に言及したものではないが、藩校での読書に言及したものとして、上田渡の研究がある。上田は、学校教育や図書館建設など国民の読書教育が本格化するの、明治中期以降であるが、読書は、江戸後期の寺子屋や藩校での教育実践の基本として広く行われてきたと述べる<sup>8</sup>。先行研究より、個々の藩校において文庫が設置され教育に用いられており、それが近代の図書館へとつながったということが明らかにされている。しかし、昌平坂学問所や藩校の文庫の利用を論じた研究は未だ少なく、総覧的な研究は管見の限りでは見られない。

近世期の読書、特に庶民の読書に関する研究には、現在の研究の基礎ともなっている長友千代治の研究がある。長友は、啓蒙教化の学者たちの説く読書の世の理想像やあるべき姿と対比しながら、庶民の読書の有り様を描く。啓蒙教化の学者たちの説く読書とは、聖人・賢人の書物を読んでこれを体用することであった。しかし、庶民にとっては、経世、教訓、義理を体得する以上に、書物の世界に感情移入を行い、書物を楽しく興味本位で読んでいたというのが本音であるとしている<sup>9</sup>。また長友は、江戸時代の読書を、貸本屋に着目して考察している。江戸時代文学の特色は、庶民相手の娯楽読物が一番備えている。娯楽読物は、貸本屋から借りて読むことが普通であった。行商本屋、貸本屋、読者の声は次の作品制作に影響を及ぼすことになる。その意味で、これらの人々の問題を考えることは、単なる作品の享受の解明にとどまらず、作品の成立、創造の領域にまで及んで、文学研究の大きな課題を担っている。以上の問題を具体的に考慮した研究が今後期待されると述べる<sup>10</sup>。さらに、本屋と読者、出版と受容、読書知識と書誌という視点から、書物を読むという立場から、学問、芸能、娯楽、さらには生活一般について解明することを試みている。絵草紙や浄瑠璃本は、寛永時代（1624～1643）以来の整版印刷の発達流行により、新しい娯楽分野の読み物として流布、隆盛した。貞享・元禄期（1688～1703）は、社会も安定し庶民の識字率も上がっていた。文字の読める者に余裕が出ると、娯楽としての読書が始まるようになると述べる<sup>11</sup>。長友は、出版者と庶民の読者といった視点から、近世期の読書を考察しており、庶民層の読書は、読書の建前を持ちつつも、娯楽としての側面が強かったことがわかる。

近世期の人々が読書を通じて教訓や思想を学んでいたことは、定説となっている。鈴木俊幸は、江戸時代は、識字能力すなわち読書能力ではなく、書籍を読むための訓練をすべて自前で自主的に行わなくてはならない時代であった。生活とは相いれない部分を残している行為であったが、多くの人々を書籍享受に向かわせたのは何であったのかを、当時においてあまりにも当たり前存在し、同時代の人々もその存在についての証言すら残さないまま今に至っている書籍を検討することによって考察する。江戸時代の人々にとって、読

書の目的は、自身の徳を高めることであった。倫理的な生き方の何たるかを学問を通じて会得し、生活の指針としていたと述べており、読書の目的としては、その思想や教訓を学ぶことであったとしている<sup>12</sup>。

先行研究より、民衆の読書の目的が、経世や義理、教訓を学ぶことが大前提にあったことが明らかにされている。しかし、昌平坂学問所や諸藩校の蔵書に焦点を当て、ここでの読書を扱ったものは見られない。

そこで、本論文では、昌平坂学問所や諸藩校に設置された文庫に焦点を当て、蔵書構成の分析および文庫運営に関する資料から、武士の子弟を教育する機関では和書にはどのような書物が存在したのかということや、これら教育機関における和書の読書とはどのような意味を持つものであったのかについて考察していく。読書という語句は、『広辞苑』において、「書物を読むこと」<sup>13</sup>と定義される。史料中の「読書」という語句は、漢籍を読むという意味で使用されるが、先行研究においては、『広辞苑』と同様の意味で使用されている。本論文においても、読書は「書物を読むこと」の意で使用する。

## 1.2 研究対象

本論文では、近世期に武士の子弟を教育していた機関を研究対象とする。対象の 1 つ目としては、昌平坂学問所が挙げられる。昌平坂学問所は、林羅山が上野に創設した弘文館に始まる。元禄 3 年 (1690) に將軍徳川綱吉が湯島昌平坂に移して林家当主に主宰させた。寛政 9 年 (1797) に幕府直轄の学問所となり、主に旗本・御家人の子弟を教育した。林家朱子派を形成し、漢学をその教学の主義として、堅持した。官学となって以降、学生数の増加や学問思想の統一の必要性から、宋儒朱子学派に関わる漢籍を中心とした書物の出版が行われた。これは、幕府官学が、漢学、特に朱子学の教説をもって、徹頭徹尾その教育主義としたことを物語っており、これら書物は、広く諸藩の藩校にも教科書となって普及し、全国地方諸藩の教学に及ぼした影響は大きいと言われている<sup>14</sup>。

対象の 2 つ目としては、各藩校が挙げられる。藩校とは、諸大名が設置した藩営の学校であり、主として藩士の子弟を教育する機関である。慶応 3 年 (1867) の時点で、219 藩が藩校を持っていたとされている<sup>15</sup>。本論文では、目録を確認することのできた、萩藩明倫館、仙台藩養賢堂、松山藩有終館、秋月藩稽古堂、米沢藩興讓館、名古屋藩明倫堂、和歌山藩学習館、彦根藩弘道館、福井藩明道館、津藩有造館、黒羽藩作新館、大聖寺藩時習館、大野藩明倫館、高遠藩進徳堂の 14 藩を対象とする。対象文庫及び、目録は表 1、表 2 に示す。表 1 の現都道府県名には、その藩が現在のどの都道府県に属していたかを記した。以上の 15 の文庫を対象に、本研究を行う。

表1 研究対象

名称	設置主体	現都道府県名	成立年
昌平坂学問所	江戸幕府		寛政9年(1797)
明倫館	萩藩	山口県	享保4年(1719)
義賢堂	仙台藩	宮城県	元文元年(1736)
有終館	松山藩	岡山県	延享3年(1746)
稽古堂	秋月藩	福岡県	安永4年(1775)
興讓館	米沢藩	山形県	安永5年(1776)
明倫堂	名古屋藩	愛知県	天明2年(1782)
学習館	和歌山藩	和歌山県	寛政5年(1793)
弘道館	彦根藩	滋賀県	寛政11年(1799)
明道館	福井藩	福井県	文政2年(1818)
有造館	津藩	三重県	文政3年(1819)
作新館	黒羽藩	栃木県	文政3年(1819)
時習館	大聖寺藩	石川県	天保11年(1840)
明倫館	大野藩	福井県	天保14年(1843)
進徳堂	高遠藩	長野県	万延元年(1860)



名称	目録成立年	対象目録
昌平坂学問所	昭和46年(1971)、 昭和49年(1974)	内閣文庫編『内閣文庫漢籍分類目録』(内閣文庫 1971)、 内閣文庫編『内閣文庫国書分類目録』(内閣文庫 1974)
萩藩明倫館	平成元年(1989)、 平成4年(1992)	山口大学人文学部漢籍調査班編『明倫館国書分類目録』(山口大学人文学部漢籍調査班 1989)、 山口大学人文学部漢籍調査班編『明倫館国書分類目録』(山口大学人文学部漢籍調査班 1992)
仙台藩養賢堂	昭和59年(1984)	宮城県図書館編『青柳・今泉・大槻・養賢堂文庫和漢書目録』(宮城県図書館 1984)
松山藩有終館	平成16年(2004)	『高梁市図書館所蔵古書分類目録』(山田方谷生誕二百年記念事業実行委員会 2004)
秋月藩稽古堂	昭和57年(1982)	今井源衛編『秋月郷土館蔵書分類目録』(文献出版 1982)
米沢藩興讓館	明治5年(1872)	岩本篤志編『米沢藩興讓館書目』(ゆまに書房 2009)、第1巻～第4巻
名古屋藩明倫堂	昭和50年(1975)、 昭和51年(1976)	名古屋市蓬左文庫編『名古屋市蓬左文庫漢籍分類目録』(名古屋教育委員会 1975)、 名古屋市蓬左文庫編『名古屋市蓬左文庫国書分類目録』(名古屋教育委員会 1976)
和歌山藩学習館	昭和46年(1971)	和歌山大学附属図書館真砂町分館編『和歌山大学附属図書館真砂町分館蔵紀州藩文庫目録』(和歌山大学附属図書館 1971)
彦根藩弘道館	弘化元年(1844)	朝倉治彦監修『彦根藩弘道館書籍目録』(ゆまに書房 2005)
福井藩明道館	明治5年(1872)	朝倉治彦監修『福井藩明道館書目』(ゆまに書房 2003)
津藩有造館	平成16年(2004)	津市図書館編『有造館文庫目録』(津市図書館 2004)
黒羽藩作新館	大正4年(1915)	科学史の研究会編『黒羽藩校作新館旧蔵図書目録』(科学史の研究會 1975)
大聖寺藩時習館	昭和62年(1987)	矢野貫一編『聖藩文庫目録』(加賀市立図書館 1987)
大野藩明倫館	昭和55年(1980)	『大野藩等旧蔵図書目録』(福井県立大野高等学校 1980)
高遠藩進徳堂	平成16年(2004)	高橋良政編『高遠藩進徳館蔵書本目録』(高遠町図書館 2004)

なお、昌平坂学問所は、「昌平覺」、「聖堂」等いくつかの異称が存在する。しかし、天保14（1843）年の御触書に、

天保十四卯年八月八日

水野越前守殿御渡

覚

昌平坂学問所之儀、古来者聖堂与相唱候得共、右者大成殿之別称ニ付、寛政以後学問所与計相唱候筈之处、其節別段達之趣も無之候間、于今其段不相弁向も有之候、向後者都而学問所与相唱候様、向々可被達置候事、<sup>16</sup>

とあり、幕府によって、昌平坂学問所の呼称が正式に示されたことから、本稿においては昌平坂学問所と表記することとする。また、藩名も様々異称があるが、『国史大辞典』<sup>17</sup>の表記に従うこととする。藩校名は、創立以降改称されたものもあるが、慶応3年（1867）当時の呼称を使用することとする。

### 1.3 研究方法

研究方法としては、2つの方法を採用することとする。まず1つ目の方法として、資料より文庫運営の実態を探る。資料としては、『日本教育史資料』<sup>18</sup>、『昌平坂学問所日記』<sup>19</sup>、各藩の置かれていた県の県史や市町村史、教育史を調査対象とする。『日本教育史資料』とは、明治16年（1883）に文部省が実施した、教育史の全国調査を編纂したものである。『昌平坂学問所日記』とは、昌平坂学問所において、儒者が書き継いだ公務日記である。寛政12年（1800）から文久3年（1862）までの63年間で、昌平坂学問所の儒者によって輪番で記載されており、日記の記述は長短精粗さまざまで統一がとれていない。

2つ目の方法としては、各文庫の現在確認できる目録による蔵書分析である。米沢藩興讓館、彦根藩弘道館、福井藩明道館については、近世の目録の印影本が確認できたため、米沢藩興讓館・福井藩明道館は明治5年（1872）頃、彦根藩弘道館は弘化元年（1844）の目録を使用した。その他藩校と昌平坂学問所については、現在文庫を引き継いでいる機関の目録を使用した。目録によって、分類項目が異なったため、内閣文庫の目録を参考に、独自に項目を立て、再分類を行った。その際、書物の分類は、原則としてもとの目録の分類に従うこととした。目録によって、分類の異なる書物に関しては、適宜、全国漢籍データベース<sup>20</sup>および『日本古典籍総合目録』<sup>21</sup>の分類に従って分類した。現在文庫を引き継いでいる機関の目録には、その機関が収集した他の機関の書物が含まれていることが多い。そのため、現在の目録については、目録に記載されている蔵書印を参考に、各文庫の蔵書構成を確認した。

---

<sup>1</sup> 林羅山（天正11年（1583）～明暦3年（1657））：江戸初期の儒学者。幕府儒官林家の祖。朱子学を藤原惺窩に学び、徳川家康から家綱まで4代の将軍に侍講として仕えた。上野忍岡の家塾は、のちの昌平坂学問所の起源となった。

- 
- 2 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第四巻 162 ページ
  - 3 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第七巻 196 ページ
  - 4 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第一巻 69 ページ
  - 5 小野則秋『日本文庫史研究 下巻』(臨川書店 1980)
  - 6 菊池租「図書館夜話」(『図書館学』36号 1980)
  - 7 牛見真博「旧蔵国書からみる萩藩校明倫館教育の研究」(『アジアの歴史と文化』10巻 2006)
  - 8 上田渡「近代成立期の読書空間」(『日本文学論究』65巻 2006)
  - 9 長友千代治「江戸時代庶民の読書」(『文学』45巻9号 1977)
  - 10 長友千代治『近世の読書』(青裳堂書店 1987)
  - 11 長友千代治『江戸時代の書物と読書』(東京堂出版 2001)
  - 12 鈴木俊幸『江戸の読書熱』(平凡社 2007)
  - 13 新村出編『広辞苑』(岩波書店 2008)、第六版た - ん 2004 ページ
  - 14 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』(吉川弘文館 1969)、上 6~8 ページ
  - 15 石川謙『日本学校史の研究』(日本図書センター 1977)、264 ページ
  - 16 石井良助、服藤弘司編『幕末御触書集成』(岩波書店 1993)、第三巻 374 ページ
  - 17 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉川弘文館 1979~1997)、第1巻~第15巻
  - 18 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)
  - 19 橋本昭彦編『昌平坂学問所日記』(斯文会 2000)、I~III
  - 20 日本の主要な公共図書館・大学図書館が所蔵する「漢籍」の書誌情報について、伝統的な「経・史・子・集」の四部分類(叢書部を加えて五部分類)に基づいて収集・登録した連合漢籍目録データベース。国立情報学研究所、東京大学東洋文化研究所附属東洋学研究情報センター、京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センターなどが所属する全国漢籍データベース協議会によって運営される。
  - 21 古典籍総合目録データは、国文学研究資料館が全国の大学、図書館、文庫等の蔵書目録をデータソースとし、各目録から古典籍(慶応4年までに日本人が著した書籍)の情報を採録したもの。

## 2 昌平坂学問所における文庫の運営と蔵書構成

### 2.1 文庫運営の変遷

本節では、昌平坂学問所の文庫が、どのように運営されていたのかについて明らかにする。

#### 2.1.1 昌平坂学問所の文庫とは

寛永7年(1630)、幕府の儒官という地位にいた林羅山が、将軍の内意と保護のもとに、江戸の上野忍岡に家塾を建てた。この時、ここには、塾舎と書院、書庫が備えられていた<sup>1</sup>。昌平坂学問所の文庫の発端は、この林羅山の私設書庫であった。その後『本朝通鑑』編纂のための資料図書館となり、元禄4年(1691)に廟と学舎を神田湯島の昌平坂上に移してからも、文庫として継承される。寛政9年(1797)に幕府直轄の学問所となったことから学寮の文庫となる。文庫の運営実態を知ることのできる資料として、『昌平坂学問所日記』と『日本教育史資料七』がある。これらの資料からは、昌平坂学問所の文庫運営の変遷を読み取ることができる。

#### 2.1.2 文庫運営の開始

昌平坂学問所において、書物に関する資料を最初に確認できるのが、寛政12年(1800)のものである。

閏四月廿九日御儒者衆より之達書写

一、御場所蔵書之儀寄宿稽古人え借し渡候多分定員無之候<sup>2</sup>

昌平坂学問所の蔵書が、「寄宿稽古人」へ貸し出されていたことがわかる。「寄宿稽古人」とは、寄宿をしている寮生であったと考えられ、「御場所」は寮のことである。昌平坂学問所の教育組織は、寄宿寮、書生寮、通学生に分かれ、寄宿寮は、旗本の子弟を収容して、飲食その他一切の経費を、官費をもって支弁していた。在寮期間は原則として1年間とし、継続は許されていた。一方、書生寮では、全国の藩士庶士などを入寮させており、全国より優秀な者が来学した。しかし、昌平坂学問所が旗本家人の教育を第一義として立学された関係上、書生寮は付随的なものであった。また、一部通学の者もあり、これを通学生と称し南楼に置いていた<sup>3</sup>。

同年6月には、書物を取り扱う係を定めている。

六月十七日

一、書籍取扱之儀喜太郎・金次郎江申達候<sup>4</sup>

書籍の取扱いを喜太郎と金次郎へ命じている。喜太郎と金次郎は、その後、書物の取扱いに関して、書付を提出している。

六月廿五日

一、喜太郎・金次郎願藤一郎迄差出申候

覚

私共御預り御書物置場之儀、一間ニ而は御書物数多ニも相成間ニ合兼可申奉存候、可相成儀ニ御座候ハバ、今一軒御添ニ成被下候様仕度奉願候、依之右之段書付を以奉願候、已上

松平喜太郎

葉山金次郎

右寄宿所一間余慶ニ相塞り候而は、以後一人丈之所相減候道理ニ相成、如何敷候間、押て一軒ニ而被為濟度候、尤当時詰候者無之内ハ余慶ニ借シ置、後日詰人有之節ハ右之所を明渡し候様被致候而は有之間敷哉

右之段良佐申談同意ニ付、先以談シ候形斗ニ而、藤一郎より書付差戻申候、若是非共二軒と申儀候ハバ、押返し右書付出シ候様ニも申達候

但此方より申達候通ニ而相濟候ハバ書付ニ不及、口達ニ而一軒ノ俣之儀相願可然旨も申達候<sup>5</sup>

寄宿所の間書物を置いていたが、書物の数が多くなったので、書物を置く場所として用意してほしいということを願い出た。これに対して、29日には以下のような記事が見られる。

六月廿九日

一、先日寄宿書籍方之達書ニ御蔵出納候儀も有之所、不可然旨申候付、書付左之通書改、相渡申候

松平喜太郎

葉山金次郎

右稽古所書籍取扱可被心得候、稽古人部屋北類ニ而一部屋を書籍之置所と定、左右之部屋江兩人被引移一統江借渡、御出入等入念取扱可被致候、尤山上藤一郎且頭取可被申談候已上

儀御蔵より之此文刪ル

右書付金次郎江弥助より書付相渡シ相応申候<sup>6</sup>

稽古人部屋に「書籍之置所」を置き、その左右の部屋に書籍の出納をする「書籍方」の喜太郎と金次郎を置いた。これにより、寮の一部屋ではあるが、書物の貸出を行う場所が正式に誕生した。

享和元年（1801）6月、寄宿生のみ書物の貸出であったが、通学生から書物を見たいという要望が出る。

六月廿日

一、昨日二階之人書物拝見之儀当番源一郎より申来候、右は先例無之候ハバ、祭酒江新ニ申談候ハバ差図難相成旨答申候<sup>7</sup>

「二階之人」とは、通学生を指す。通学生が書物を見ることは、先例がないので祭酒<sup>8</sup>である林大学頭に確認しないと回答できないとしている。

六月廿二日

一、二階稽古人近来寄宿之方書籍而已致拝借候面々多有之候ニ付、已来定之通書生寮より借用致し、不足之分ハ是迄之通寄宿部ヤニ而拝借可然旨、此間藤一郎より弥助江申談置候処、今日弥助より鉄三郎へ其段申達候

一、右ニ付已来二部ヤツツ迄ハ拝借差許可然追而八代洲河岸へハ可申置間、先ツ其心得ニ而可有之旨、弥助より書生へも其旨申達置候段、藤一郎江申聞候<sup>9</sup>

これまで、寄宿の者のみに書籍を貸し出していたが、通学生は書生寮より借用し、不足の分を寄宿寮より借りることが決められた。その後、同年 9 月には、書籍貸借の規則が作られる。

享保元年九月三日御儒者衆より之達書写式通

寄宿并通稽古人之面々借覧之書籍貸渡之儀以来書籍掛り勤番にて取扱候間是迄請取被置候書籍何月幾日迄歟 可成丈差急き歟不残返納可被致候尤其内尚用之品は書面にいたし掛り勤番え直に差遣し可有之候

九月

尾藤良佐、古賀弥助<sup>10</sup>

また、これまで寮ごとの書籍部屋にて、蔵書、貸出が行われていたが、稽古所の応対所に置かれ、借覧が行われるようになる。

是迄寄宿早并書生寮両所に差置貸し渡し候書籍以来稽古所上り口脇応対所に差置候間借覧被致度面々は別紙に有是候定日掛り勤番より可被請取候尤借用之節銘々押切印形可被相用候事但山上藤一郎押切印形以来勤番の方にて取候間是迄之通銘々藤一郎押切印形被取候に不及候

一、借覧被致度書籍は幾日に書籍借用致度段書付に致可成丈定日以前に掛り勤番え差遣し当日差掛りての借用数多く相成不申様可被致候尤定日之外差掛り急き入用之品有之節は詰合之掛り勤番え可被談事

九月

尾藤良佐、古賀弥助<sup>11</sup>

享保元年（1716）に至って、寄宿生、通学生ともに書籍の貸借が認められ、その作法が明文化された。

### 2.1.3 借覧規則の展開

「頭取世話役勤方并心得書」に、書籍の取扱いに関する詳しい規則が見られる。これがいつ定められたものかは定かではないが、文化 6 年（1809）頃のものであると考えられる。

頭取世話役勤方并心得書

（前略）

一、頭取世話役申合昼夜に不拘時々見廻り勤学之致方相改稗官小説等之雑書雑談等無之に心附起止簿等日々無怠慢実意出精之者姓名教授方へ可申立候

（中略）

一、御書籍借覧者自分印鑑之短冊差出引替に受取候事、返納之節右消印いたし候事

短冊式

何の何月幾日		
書目	何本	何之誰印
	函之否	

組出納毎月二日、四日、六日、十日、十三日、十七日、二十日、二十二日、二十六日、晦日小ノ月廿九日右十度於対応所朝四ツ時より出申候、其以前願書日差出候事

- 一、毎年六月十二月御書籍改に付、銘々借覽之書日本数等頭取より御書籍掛り勤番へ相渡候事
- 一、寄宿人借覽之書籍部数多く候ては多端相成、勤学のため不宜、心も散乱いたし候間、向後部数五部限りと定、卒業之上引替候様に申聞、尚頭取相心得候様古賀弥助殿被申聞候、但頭取世話役は七部に相定め、一統通覽之書致拝借置候事
- 一、寄宿人借覽之御書籍非常之節は銘々風呂敷江包名札付類切御書籍手伝へ相渡可申候手伝心得之者右御書籍会食所江持運ひ頭取世話役之内一人立合御長持江入封印いたし御書籍掛り当番江相渡可申候万一格別急火にて駆着之勤番下番駈着間に相不申候節は頭取差図次第御台所脇に有之候籠長持会食所へ持出相運又は銘々風呂敷包に名札付ケ御土蔵口迄持参いたし戸前に打守り居勤番下番之内江相渡可申候御蔵は一番二番之内其時宜より候事但御書籍手伝頭取世話役之外一類に壱人宛順に相心得可申候尤札掛置候事

(中略)

- 一、御二階稽古人拝借御書籍之内内借通覽之儀拝借当人江相談借用可申候若当人出席無之時は早出之人江申聞致借用御二階引ケ候節は返却候事

右午六月中御二階世話心得佐野軍左衛門へ相談相定候

(中略)

- 一、殊に寄候得は寄宿退学之者えも在寮中之儀又は御書籍等之儀に付及掛合候事右之外にも差掛り此類之用向にて使差出候儀御座候以上

己正月

太田新七郎、長田廉八郎<sup>12</sup>

儒者衆の勤務の心得に書籍に関する項目が盛り込まれ、小説等の雑書・雑談の禁止、書籍借覽の様式の取り決め、借覽部数を 5 部までとすること、書籍取扱いの取り決めが示された。借覽部数等、細かい変更はされるが、幕末に至るまで、大きな改定はなく、「頭取世話役勤方并心得書」における書物の取扱いが基本となったと考えられる。

文政元年（1818）になると、借覽部数等に変化が見られる。

書籍借覽規例

文政元寅年十月寄合世話心得酒井主殿より祭酒江左之通問合候に付被相廻都合宜様相考下札いたし遣候様被申越源太左衛門下札いたし遣す左之通

- 一、同席にて拝借之卸本是迄幾部と申員数無御座候南御二階にては一人三部迄拝借仕

候由承之候北御二階にてても同様三部迄拝借仕候て宜敷御座候哉[下札]三部迄不苦候

一、拝借人退散之節姓名書付候て御本は御書籍掛之者江願置候て宜敷御座候哉又は御二階江差置候て宜敷御座候哉御二階に差置候事に御座候へは掛之者江断置候様可仕候哉[下札]御銘々名札御附被成稽古所当番之勤番江御預可被成候御二階江被差置候義御無用たるへく候

一、独見に無用と御座候得共雑書小説物拝借仕候上は独見に右之書名認候て宜敷御座候哉[下札]雑書小説御認御勝手次第たるへく候

右之趣御問合申候乍御六ヶ敷掛紙にて御答可被下候

酒井主殿扱<sup>13</sup>

借覧部数が、寄宿生、通学生とも一人三部までとなり、無用と考えられていた雑書・小説物の拝借が行われるようになった。借覧部数は、天保13年(1842)に、ひとりが多く借りてしまつては、他の者の拝借に差し支えるとの理由から、巻数の多いものは、一冊ずつ借りることが定められた。また、同年には、学生だけではなく昌平坂学問所の教育に携わる者への借覧部数も定められた。

覚

御書籍拝借部数元定

御儒者十部 御役宅住居之者は十五部迄但五拾冊以上之品は弐部之積り百冊以上は三部之積候事

御達書之趣致承知候已上 古賀小太郎、野村兵藏、杉原平助、佐藤捨藏

出役五部 御用見合の品は部数の外に候事但し前同断

御達書之趣承知仕候 松崎満太郎、新井忠次郎、鈴木孫兵衛、松平謹次郎、小林栄太郎、友野権助、木村金平、乙骨彦四朗

寄宿人頭取五部 寄宿人三部

御達書之趣承知仕候 岡本信太郎、平岡円四朗、浅井勇三郎

通稽古人二部

御達書之趣承知仕候通稽古人元極弐部拝借の処五拾冊以上弐部の積り相成候ては差支の筋御座候間可相成候はば通稽古人の方は是迄の通り相心得候様仕度奉存候

寅十月

世話心得井戸鉄太郎、同介奥村季五郎、依田克

之丞

調所出役弐部 但前同断 組頭三部 勤番弐部 下番壹部 但し下番は五十冊以上の品両度に拝借候事

書生寮 舎長五部 掛役四部 書生三部 但前同断

右之通可相心候 (寅十月)

[追加] 御書籍宅下けの定

一、学問所出役は三部通稽古人世話役弐部同助老部たるべく候事



- 一、調所出役は宅下け不相成候編集等の儀有之候は伺の上別段たるべく候事
  - 一、組頭式部勤番は壺部下番は宅下け不相成候事
  - 一、寄宿稽古人通稽古人とも会読輪講等にて見合候品は申合にて両三部も惣体の拝借に致し頭取世話役の者取扱候て不苦候
- 右之分は拝借部数の外に候事<sup>14</sup>

儒者やその他昌平坂学問所の関係者である人々に、書物を貸し出していたことがわかる。また、学生に対して、「会読輪講」などの授業に必要な書物は、借覧部数外として借り、持ち帰ることができるようになった。

#### 2.1.4 幕末の文庫運営

天保 15 年 (1844) から弘化 3 年 (1846) にかけて、書物を丁寧に扱うことが達として出されるが、借覧等に関して大きな変更は見られない。

文久 3 年 (1863) に至り、再び借覧に関する規則が見られる。

寄宿規則

(前略)

- 一、読書之余暇御場所におみて武術稽古勝手次第之事但砲術は不相成候事
  - 一、横文字書籍取扱不相成候事
- (中略)
- 一、御書籍拝借は三部充尤格別出精之者は掛役同様五部充拝借相成候事但拝借致候はば即日書名巻数等頭取世話役之内に有之候帳面江相識し候事
  - 一、御書籍取扱尤大切に可被致段一日たりとも下宿いたし候節は同寮之者え相託可被置候事附定式相渡候諸道具等も損廢に不相成様心付取扱可被申事
  - 一、御場所近火之節拝借之御書籍面々風呂敷包名札相付御書籍掛り当番之者江相渡可申事

(後略)

文久三亥十二月十九日式部少輔殿江差出す ○印学問所奉行、○印林式部少輔、○印古賀謹一郎<sup>15</sup>

これは、寄宿生に対する規則に盛り込まれた条項である。借覧部数、書物の扱い方、火事の際の書物の取扱いに関する項目が見られる。また、これまで見られなかったものとして、「横文字書籍取扱不相成候事」という項目が見られる。これは、開国による影響で、洋書への関心が昌平坂学問所においても高まっていたと考えられる。嘉永 6 年 (1853) のペリー来航以降、特に書生寮においては、攘夷論が盛んになり、中には西洋砲術や洋学を始める者もいたと言われている<sup>16</sup>。それを禁止することが明文化されたのである。これ以後、書物の出納や扱いに関して大きな変更は見られず、明治 4 年 (1871) に明治政府に接收されるまでの間、これまでの文庫運営を踏襲して文庫が利用されていたと考えられる。

### 2.1.5 小括

以上のように、昌平坂学問所の文庫運営は、幕府直轄の学問所となった初期の寛政12年(1800)より始められた。当初は、寄宿生への貸出を行っていただけであったが、学生や書物を取り扱う係の者の要望を受けて、文庫や借覧の幅も拡大していった。文化6年(1809)頃に、「頭取世話役勤方并心得書」に幕末までの規定となる借覧規則が記載される。これ以降も借覧部数や書物の取扱いに関して多少の変更はあるが、借覧様式に変更は見られない。学生に対する貸し出しは、学習に必要であるから認められたものと考えられる。しかし、雑書・小説類に関する規定が見られ、その貸出も行われていたことから、学習に直接関わりのない書物が所蔵され、利用されていたことが窺われる。

## 2.2 蔵書構成

昌平坂学問所に文庫が存在し、文庫運営が行われていたことは、前節で明らかにした。本節では、文庫にはどのような書物が所蔵されていたのかについて分析する。

### 2.1.1 目録について

昌平坂学問所の文庫構成を知るために、『内閣文庫漢籍分類目録』<sup>17</sup>及び『内閣文庫国書分類目録』<sup>18</sup>を使用した。内閣文庫は、明治新政府の最高官庁である太政官に置かれた記録課及び歴史課図書掛等を母体とし、明治17年(1884)に赤坂離宮の構内に設けられた太政官文庫を引き継いで、翌明治18年(1885)12月の内閣制度の創始とともに、新設の内閣記録局所管の文庫として確立した。昭和46年(1971)7月の国立公文書館の新設に伴い、内閣文庫は、その一部門となり、内閣文庫の蔵書は、国立公文書館の施設内に収められることになった。内閣文庫の蔵書は、江戸城内に設けられた徳川家の文庫であった紅葉山文庫、江戸幕府の学問所であった昌平坂学問所等の和漢書・記録類など江戸幕府関係のものが中核となっている<sup>19</sup>。内閣文庫における昌平坂学問所の蔵書は、昌平坂学問所の蔵書印のある書物の他、林羅山本、林大学頭本、昌平坂学問所内に設置された史局の蔵書である「編脩地志備用典籍」、文化5年(1808)に献納された近江仁正寺藩主市橋下総守長昭<sup>20</sup>の書物、木村兼葭堂<sup>21</sup>によって文化元年(1804)に献納された書物、文政11年(1828)に豊後佐伯藩主毛利高標<sup>22</sup>より献納された書物によって構成される。これらは、目録では、蔵書印の記載によって区別される。本稿では、学問所としての蔵書構成を知るために、昌平坂学問所の蔵書印の記載のある書物を対象とする。

### 2.2.2 蔵書構成

表3は、内閣文庫の蔵書に見る昌平坂学問所の漢籍と和書の割合である。

表3 昌平坂学問所の漢籍と和書の割合

	部数	%
漢籍(準漢籍)	4351	53.9%
和書	3722	46.1%
合計	8073	100.0%

蔵書構成としては、漢籍 4351 部、和書 3722 部であった。なお、準漢籍<sup>23</sup>は、漢籍に分類している。漢籍が半数以上を占める理由としては、幕府が寛政 2 年（1790）以降、儒学の学問体系の一つである朱子学を奨励していたことが挙げられる。

寛政二庚戌年五月廿四日

学派維持ノ儀ニ付申達

林大学頭江

朱学之儀者、慶長以来御代々御信用之御事にて、已に其方家代々右学風維持の事被仰付置候者、無油断正学相励、門人共取立可申答ニ候、然処近来世上種々新規之説をなし、異学流行風俗を破候類有之、全く正学衰微之故ニ候哉、甚不相濟事ニ而候、其方門人共之内にも右体學術純正ならざるもの折節者有之様ニも相聞、如何ニ候此度聖堂御取締嚴重に被仰付、柴野彦助、岡田清助儀も右御用被仰付候事ニ候得者、能々此旨申談、急度門人共異学相禁し、猶又不限自門他門ニ申合、正学致講窮、人才取立候様相心掛可申候事、

五月<sup>24</sup>

「朱学」を正学として定め、後の昌平坂学問所である「聖堂」においては、異学を行うことを禁止した。笠井助治は、「儒教の教説が、道德と政治経済との融合一致の上によく仕組まれており、修身・齐家・治国・平天下の道を重んじ、しかも政治や政務に長じ、階級的秩序と尚古的保守を尊重する教説であったから、それが孔子そのものの理想的人格と相まって、わが国近世封建制度下の社会に於ける教学として、殊に支配者としての武士階層の子弟を政治的・道德的人間に陶冶する上に最も適合したものと考えられた」<sup>25</sup>と述べている。儒学の思想は、武士の子弟にとって不可欠の思想とされたのである。正学として定められた朱子学を教授する機関であったため、これを教授するための漢籍が多く見られる。しかし、和書も相当な部数存在していたことがわかる。

次に、和書を分類し、その割合を示した。分類の方法は、『内閣文庫国書分類目録』の分類を参考に、私独自に分類した。分類とその割合は、表4の通りである。

表4 昌平坂学問所の和書の割合

和書分類	部数	%
総記	271	7.3%
哲学・宗教	90	2.4%
言語	80	2.1%
文学	1021	27.4%
歴史	993	26.7%
地理	31	0.8%
政治・法制附故実	349	9.4%
経済	71	1.9%
教育	116	3.1%
理学	65	1.7%
医学	115	3.1%
産業	65	1.7%
芸術	106	2.8%
諸藝	59	1.6%
武学・武術	290	7.8%
合計	3722	100.0%

一番割合の多かったものは、「文学」の分類で1021部27.4%を占めていた。次に、「歴史」の分類が993部、26.7%であり、「文学」と「歴史」に分類される書物だけで、和書の半数以上を占めていた。次いで「政治・法制附故実」が349部、9.4%であり、「政治・法制附故実」、「歴史」、「文学」が上位の3分類となった。

### 2.2.3 「政治・法制附故実」

「政治・法制附故実」の分類についてさらに細かく分類していく。表5はその結果である。

表5 「政治・法制附故実」の分類

分類	部数	%
総記	1	0.3%
政治	51	14.6%
法令	63	18.1%
官職	29	8.3%
補任	15	4.3%
典礼・儀式	190	54.4%
合計	349	100.0%

「政治・法制附故実」に分類される書物の内、半数以上が「典礼・儀式」に関する書物であった。岡崎寛徳は、「江戸時代の将軍や大名の社会的行動は、現代の視点で見ると、儀礼・儀式の連続であったように映る。いわば「儀礼社会」であり、儀礼をやり続けることによって、それぞれの立場を維持し続けていた」<sup>26</sup>と述べている。元和2年(1616)、幕府は、年中儀礼の整備を行っている。この前年、幕府が大坂の陣で豊臣勢力を一掃し、実質的な意味での全国統一を果たしたことの意味は大きく、儀礼の編成はこの国内の政治状況

と無関係ではない。国家的権力としての正当性の継承と不可分なものとして、前代における儀礼行為が引き継がれたが、そこでは新しい歴史認識が付与され、幕府の年中儀礼として再編された。しかし、その歴史認識とは幕府によって独占管理されたものではなく、將軍と家臣団をはじめとする様々な集団との相互的な関係の上に成立していたと大友一雄は述べる<sup>27</sup>。武士層にとって、儀礼は不可欠な要素であった。昌平坂学問所は、武士の子弟を教育することを目的としていた。ここでは、その当初から学問吟味が行われていた。

聖堂ニおみて学問御吟味有之儀ハ、惣而学問之儀御引立之御趣意に候間、右御吟味之節、望候而罷出候者ニ不限、學術よろしき聞え有之者ハ勿論之事、相応ニ解可致候者迄も無遺漏取調、書出可被申候、学問厚く相心掛候者、右書出シニ洩候而ハ、頭支配不行届筋にも可相成候間、倅共并厄介に至迄も無残念を入候様可被致候、尤御吟味之上ハ若年寄対面之儀も可有之候条、可被得其意候、  
右之趣、組支配有之向江可被相触候、

十一月

寛政六寅年十一月四日

中川勘三郎石川将監達<sup>28</sup>

「聖堂」において学問吟味が行われ、成績の良い者についてはもれなく調べることが命じられ、その者たちを吟味の上、若年寄と対面させたのである。昌平坂学問所における学問吟味によって、出世することが可能であったのである。学問吟味は、旗本・御家人の立身出世指向を利用し、能力試験によって有能な封建官僚を選抜する手段であり、どのような家格の者にも為政者として政治に与かるチャンスを与えるものであったと言われている<sup>29</sup>。武士の子弟を教育し、人材を発掘することで、政治へとつなげていった。このような機関であるため、政治や法制は武士として職制に携わるためにも必要な教養であり、蔵書としても多くの割合を占めていたのではないかと考えられる。

#### 2.2.4 「歴史」

次に、歴史の分類についてさらに細かく分類していく。結果は表6の通りである。

表6 「歴史」の分類

歴史分類1	分類2	部数	%
総記		6	0.6%
日本史	総説	13	1.3%
	通史	23	2.3%
	時代史	25	2.5%
	雑史	457	46.0%
	史論	19	1.9%
	伝記	126	12.7%
	系譜	176	17.7%
外国史	史料	126	12.7%
	東洋史	20	2.0%
	西洋史	2	0.2%
	世界史	0	0.0%
合計		993	100.0%

歴史に分類される書物 993 部の内、457 部と、半数近くが雑史に分類される書物であった。雑史に分類される書物とは、各地で起こった戦乱を題材として書かれたものである。昌平坂学問所においては、関ヶ原の合戦から徳川創業期、大坂の陣までの書物が多く存在する。これは、昌平坂学問所文庫が、もとは『本朝通鑑』編修のために設置された弘文館文庫の蔵書であったことが関係していると思われる。

寛文 10 年 (1670)、『本朝通鑑』40 卷、『続本朝通鑑』230 卷、前編 3 卷、『本朝通鑑』提要 30 卷、目録凡例 1 卷、附録 5 卷が完成し、これらは、林鷲峯<sup>30</sup>によって将軍徳川家綱に献上された。

#### 続本朝通鑑序

夫以。繼絶興廢者。治世之盛事也。幹蠱濟美者。洪業之余烈也。恭惟。

先大君大猷公。辱

命僕先人林春道。修本朝通鑑。自神武至宇多五十九代。編輯小成。献

幕下。備

台覽可謂治世之事盛事也。猶惜其未大成也。寛文四年甲辰之秋。

今大君幕下。揚繼志之孝名。降重編之

鈞旨。可謂洪業之余烈也。於是有

台命。而扱永井伊賀守大江尚庸。奉行編輯諸務。令僕撰録昌泰以来至慶長七百余年治乱興衰之事賜名続本朝通鑑。嗚呼僕慙得伝先人之業。雖荷庇蔭之恩。才拙見淺。何以堪此任哉。況夫。正史闕。而実録不存。則何以徵之。何以述之。且中葉以来。治少乱多。国郡戦争。干戈連続。絲禁瓜分。無所統括。所伝多端。所聞殊説。孰以為得。孰以為失。不知所以決定於一。然

教命之重。難得辞焉。既而相攸於僕別野忍岡。新營編輯館。以僕二男慙門生野節坂亨副之。加附書生筆吏三十余員。各賜月俸禄日給。造庖厨充口養。又建蔵書庫。以求官家旧記。而聚諸方遺書。其歳十一月朔。僕率諸徒起筆。凡諸家文集日記。演史雜録。

倭字稗説。倭歌者流。禪林詩稿等。無不閱視。無不抄纂。乃至中華三韓之書。無不參考。無不採拾。而繫於各年。屢改草本。累復校讎。悉加傍訓。積成重堆。僕雖無不提舉之量。不弛微力之勤。幸無犬馬之病。競羲娥之陰。七易草木。得脱稿本。総二百三十卷。且倣金氏例。纂神代紀。以号前編。又顧本書不易一覽。令副僚裁提要三十卷。併目錄凡例。而就尚庸達於国老前橋城主羽林源忠清忍城主拾遺阿部忠秋執政小田原城主拾遺越智正則世喜宿城主從四品源広之土浦城主從四品源数直。謹獻幕下。(後略)

寛文十年庚戌之夏弘文院学士林恕謹序<sup>31</sup>

この『本朝通鑑』編修は、寛永 21 年 (1644)、林羅山が徳川家光より日本通史の編修を命じられたことに始まる。羅山は、神武から宇多天皇までを完成させる。その後、寛文 2 年に徳川家綱より羅山の息子である鷲峯に、延喜 (901~923) 以降慶長 (1596~1615) までの『本朝通鑑』編修を命じる。鷲峯は、後の昌平坂学問所である忍岡の弘文館で編修を始め、ここに書庫を建てさまざまな書物を収集した。こうして完成した『本朝通鑑』は、延喜以来約 700 年ぶりに編修された正史となった。収集された書物の中には、「演史雑録」や「倭字稗説」が含まれている。これらは、「雑史」に分類される書物であると考えられる。

鷲峯は、延喜 (901~923) 以降保元 (1156~1159) に至るまでは、歴史物語や公家の日記を用いて、『本朝通鑑』を編修していた。保元以降、戦乱が相次ぎ、武家に関する資料が必要となった。しかし、正史もなく実録も不足した状態であった。そのため、軍記物語や合戦記を参考に編修を行った。『太平記』や『保元物語』、『平家物語』を始め、『関ヶ原軍記』、『関ヶ原原始末記』等、慶長期のものに至るまで、時代ごとに多くの戦乱を題材とする稗史小説を収集し、基本的資料として編修に使用していた<sup>32</sup>。「雑史」に分類される書物の多くは、『本朝通鑑』編修のために収集してものではないかと考えられる。「雑史」が分類されている、歴史に分類される書物もまた、このときに収集されたものと考えられ、この分類に多くの書物が集まったと思われる。

## 2.2.5 「文学」

文学の分類について、さらに細かく分類していく。表 7 がその結果である。

表 7 「文学」の分類

文学分類	部数	%
総記	0	0.0%
国文	99	9.7%
和歌	265	26.0%
連歌	3	0.3%
歌謡・朗詠	10	1.0%
俳諧	4	0.4%
狂歌	2	0.2%
漢文	638	62.5%
合計	1021	100.0%

「国文」には、和歌や連歌のような韻文は含まず、散文体で書かれた日本文学を分類した。また、「漢文」には、日本人の記した漢文・漢詩文を分類した。「文学」の分類の中でも、「漢文」に分類される書物が、1021 部中 638 部と 60%以上確認され、ついで、「和歌」が 26.0%、「国文」が 9.7%を占めている。「漢文」の分類では、漢詩文の作品集が大多数を占めている。漢詩文を作ることは、一通り素読ができるようになった者に対して、行われる教育の一環として組み込まれていた。

#### 学問所修業次第

(前略)

初学所 日々有之四九ノ日五節句八朔并積奠習礼より御当日翌日迄休

素読相済候者は此場所え罷出左伝国語史記漢書等順に独り読み致し疑字等相尋或は蒙求十八史略等習読致し疑義質問或は小学等講積承り又は詩文之点削等致し遣し候事<sup>33</sup>

素読が終了し、「左伝国語史記漢書」などを自分の力で読んでみるといった学力の者に対して、さらに「詩文之点削」が行われたのである。この「学問所修業次第」は慶応 3 年(1867)のものであると考えられる。昌平坂学問所は、寛政 12 年(1800)から天保 11 年(1840)にかけての 40 年あまりは、『四書』<sup>34</sup>・『五経』<sup>35</sup>を一通り済ませた者に対して入学を許していた。天保 12 年(1841)になると、『四書』の素読を済ませていれば入学できることとした。さらに、慶応 3 年(1867)には、素読から学問所で教えることとし、素読所、復習所、初学所を設置した。素読所では、『四書』、『五経』、『小学』などの素読を教え、復習所では、生徒が主動者となって素読の復習が行われた<sup>36</sup>。初学所に至って、漢籍の読書が始まり、小学の講義が行われた。慶応 3 年(1867)以前の昌平坂学問所では、初学所以降の教育が行われていたと考えられ、漢詩文の創作もまた、教育の一つとして、続けられてきたのではないかと考えられる。漢詩文は、慶長期(1596~1615)からすでに儒者たちの間では作られていた。元禄(1688~1704)から明和(1764~1772)に至る時期になると、荻生徂徠<sup>37</sup>を中心とする護園派の人たちや、木下順庵<sup>38</sup>門下の儒者たちなどによって盛んに作られるようになり、大いに勃興した<sup>39</sup>。漢詩文は、儒学の教養の一つであり、関連する書物を収集したと思われる。

#### 2.2.6 小括

昌平坂学問所においては、寛政 2 年(1790)以降、儒学の一系統である朱子学が正学として定められ、学問の中心は儒学とされた。ここに設置された文庫は、学生の学問を助けるためのものであったため、漢籍が半数以上を占めている。しかし、和書の所蔵も相当数見られる。和書の中でも、「文学」、「歴史」、「政治・法制附故実」の 3 分類に分類される書物が多く見られる。昌平坂学問所の蔵書は、その成り立ちから、『本朝通鑑』の編修に必要であったと思われる書物が多く存在する。その他、教育や教養という観点から、書物が収集されていたことが窺われる。



- 1 石川謙『日本学校史の研究』（日本図書センター 1977）、169 ページ
- 2 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 167 ページ
- 3 小野則秋『日本文庫史研究』（臨川書店 1988）、下巻 79 ページ
- 4 橋本昭彦『昌平坂学問所日記』（斯文会 1998）、I 21 ページ
- 5 橋本昭彦『昌平坂学問所日記』（斯文会 1998）、I 21～22 ページ
- 6 橋本昭彦『昌平坂学問所日記』（斯文会 1998）、I 22～23 ページ
- 7 橋本昭彦『昌平坂学問所日記』（斯文会 1998）、I 46 ページ
- 8 大学頭の唐名。学政の長官の意。
- 9 橋本昭彦『昌平坂学問所日記』（斯文会 1998）、I 46 ページ
- 10 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 169 ページ
- 11 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 169 ページ
- 12 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 177～183 ページ
- 13 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 502 ページ
- 14 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 502～503 ページ
- 15 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 186～188 ページ
- 16 鈴木三八男『「昌平黌」物語 - 幕末の書生寮とその寮生』（斯文会 1973）、9 ページ
- 17 内閣文庫編『内閣文庫漢籍分類目録』（内閣文庫 1961）
- 18 内閣文庫編『内閣文庫国書分類目録』（内閣文庫 1961～1962）、上巻～下巻
- 19 国立公文書館編『内閣文庫百年史』（汲古書院 1985）、i ページ
- 20 市橋長昭（安永 2 年(1773)～文化 11 年(1814)）：天明 5 年(1785)、近江仁正寺藩主市橋家 7 代となる。寛政 8 年(1796)藩校日新館を設立。木村兼葭堂らと交遊、蔵書家として知られる。
- 21 木村兼葭堂（元文元年(1736)～享和 2 年(1802)）：江戸後期の雑学者。名は孔恭、字は世肅。酒造業を営むかたわら、学芸を好み、小野蘭山に本草学を、片山北海に漢詩文を、大岡春卜に絵を学ぶなどした。書画骨董や珍品奇物の収集と考証につとめ、博学多識をもって聞こえた。
- 22 毛利高標（宝暦 5 年(1755)～享和元年(1801)）：豊後佐伯藩、毛利家 8 代の当主。宝暦 10(1760)年 8 月、家督を継ぐ。天明元(1781)年に開設した佐伯文庫には、8 万冊の書籍を収蔵。内容は漢籍、史書、詩文、仏典、医書、天文の多分野におよび、蔵書の一部は、のち幕府に献上され、収蔵された。
- 23 日本人による編著および本文中に日本人が注釈や考証を加えて書名を付けたもの
- 24 石井良助編『徳川禁令考』（創文社 1959）、前集第二 165～166 ページ
- 25 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、上 18 ページ
- 26 岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』（校倉書房 2006）、9 ページ
- 27 大友一雄「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」（『日本史研究』463 号 2001）、47～51 ページ
- 28 石井良助編『徳川禁令考』（創文社 1959）、前集第三 184～185 ページ
- 29 小林幸夫「林門官学体制(1) - 寛政異学の禁以降の昌平黌」（『東京家政学院筑波短期大学紀要』1 巻 1991）、9～10 ページ
- 30 林鷲峯（元和 4 年(1618)～延宝 8 年(1680)）：将軍徳川家光に仕えて外交などにあたり、羅山編纂の『本朝編年録』をもとに『本朝通鑑』を編修。その編纂所として上野忍岡の屋敷内に国史館を設営、明暦の大火で消失した家塾を再建して後の昌平坂学問所である弘文館とした。
- 31 『本朝通鑑』（国書刊行会 1920）、首巻 3～5 ページ
- 32 安川実『本朝通鑑の研究』（言叢社 1980）、163～165 ページ
- 33 文部省編『日本教育史資料』（臨川書房 1970）、第七巻 101 ページ
- 34 中国の代表的な古典の総称で、儒教で経典として尊ばれたもの。儒教の根本教典とされ

---

る『大学』『中庸』『論語』『孟子』。

<sup>35</sup> 中国の代表的な古典の総称で、儒教で経典として尊ばれたもの。儒教の教典のうち重要な『易経』『詩経』『書経』『礼記』『春秋』の五種の書。時代により異なる。

<sup>36</sup> 石川謙『日本学校史の研究』（日本図書センター 1977）、211～215 ページ

<sup>37</sup> 荻生徂徠（寛文 6 年（1666）～享保 13 年（1728））：江戸中期の儒学者。朱子学を経て古文辞学を唱え、門下から太宰春台・服部南郭らが出た。

<sup>38</sup> 木下順庵（元和 7 年（1621）～元禄 11 年（1699））：江戸前期の儒学者。松永尺五に学び、加賀藩主に仕え、のち将軍綱吉の侍講となった。門下に新井白石・室鳩巢・雨森芳洲らがいる。

<sup>39</sup> 富士川英郎「化政期以後の詩壇」（『国文学 解釈と教材の研究』21 卷 10 号 1976）、47 ページ

### 3 諸藩校における文庫の運営と蔵書構成

#### 3.1 文庫運営

藩校の文庫について小野則秋は、「多くの場合必ず文庫が設けられ、これを管掌する書物方も置かれ、その内容に精粗の差はあるが、みなそれぞれ文庫管理の規定の設けられていたのが普通である」<sup>1</sup>と述べている。本節では、対象としている14の藩校では、どのような文庫運営がなされていたのかについて、主として、『日本教育史資料』から、諸藩校の文庫運営について考察を行っていく。

##### 3.1.1 『日本教育史資料』とは

『日本教育史資料』とは、教育史編集のために、明治政府が明治16年(1883)から開始した調査の報告をまとめたものである。調査方針としては、「苟モ古来我カ邦ノ教育ニ係ル書ハ細大択バズ之ヲ蒐集シ以テ此編纂ノ資料ニ供セントセリ」と述べられており、各府県に命じて、府県庁及び、管下の諸学校に保存されている学制以前の教育記録を、集めさせただけでなく、旧藩主に対して、旧藩関係の教育史料の借覧を求め、さらに儒者の手記、古老の口碑にいたるまで、7か年以上の年月を費やして史料を蒐集するというように、徹底された調査が行われた。そのため、日本教育史、特に近世における幕府及び諸藩の教育政策、教育機関、教育内容、教育方法や、それらを支えていた教育思想、それに就学状況などの近世教育の変遷・発達を、歴史的・具体的に解明する上で、絶対に欠くことのできない根本史料であると言われている<sup>2</sup>。対象の14の藩校の内、松山藩有終館、黒羽藩作新館、高遠藩進徳堂以外の11の藩校で、『日本教育史資料』において文庫が存在し、活用されていたことを示す資料が見られる。その中でも、文庫の活用についての細則が見られるのは、萩藩明倫館、名古屋藩明倫堂、和歌山藩学習館の3校である。

##### 3.1.2 萩藩明倫館の文庫運営

萩藩明倫館は、享保4年(1719)正月毛利吉元<sup>3</sup>によって家臣の文武振興のために創建された。ここにおいては、開学直後の「享保五年十月日欠 学頭役へ達セラルル明倫館内規條々」の中に、書物の貸し出しに関する規則が見られる。

一、於館中文学之儀一切学頭役之可為了簡候尤修学之儀ニ付存寄之趣モ有之候ハバ学頭へ申談候様可有沙汰事 書籍根請之儀者本貫役之可為沙汰候然レトモ書籍差引之儀者学頭之可為了簡候間諸生之中ヨリ取捌之役兩人被申付何分学頭之差図ヲ請書籍不紛失混雑様可有沙汰候且又諸生之外タリトモ書籍借用之願於有之ハ度々学頭承届学館当用ニ無之書物之分ハ月切ニシテ可貸渡候尤借用之面々物切不及遅滯致返弁候様帳面印形ヲ以可致沙汰之旨可被申付候且又毎歳虫干入念被申付其節ハ学頭本貫役立合部数冊数共改可被申付事 諸生之中書籍預リ之兩人書會之節書物其外共ニ入用ノ品取捌会終ニテ右ノ品々取納候儀引請尤書生中共申合相納候様可有沙汰事<sup>4</sup>

書籍の管理に関しては、諸生の中から二人選び、管理をさせ、紛失や混雑がないようにすること、貸し出しの際は、遅れて返すことのないように、帳面に印形を書くこと、毎年の虫干しの際は、学頭・本貫役が立ち会って部数・冊数を確認すること等が規定された。これらの規定が、「文学」に関する項目に含められていたことから、教科書の貸し出しが想定されていたものと思われる。以降、天保14年(1843)に至るまで、文庫に関する規則は見られず、これに従って、書物の管理が行われていたと考えられる。天保14年(1843)に至って、書籍の取扱いに関して改革が行われた。

天保十四年十二月廿日伺指令

山県半七

明倫館御書物御仕法改革ノ事

- 一、無給衆兩人御書物方トシテ新規被差出候事
  - 一、諸生ノ内御書物方ノ儀ハ是迄ノ通ニテ名目ヲ司典ト被相改候事
  - 一、御書物ノ儀ハ学頭判事役惣締リニシテ御蔵書物出納ノ儀ハ御書物方兩人取扱諸生ノ儀ハ御蔵出入可為無用事
  - 一、諸生御書物借受ノ儀ハ目録付立司典迄申出候事
  - 一、御書物出納是迄ノ通三八ノ日毎月六日宛被相定於講堂庭上ノ間判事檢使司典役御書物方一同立会御書物受取渡可仕候事
  - 一、御書物出納日ハ朝四時ヨリ右ノ面々講堂罷出司典役諸生ヨリ借用ノ御書物帳面エ付立御書物方エ申達御書物方別帳エ書記シ現書御蔵ヨリ差出可申候左候テ現書冊数帳面引合檢視見届印形ヲ取司典相渡可申候司典帳面エ引合セ受取諸生銘々ノ相印ヲ以於講堂相渡可申候事但返納ノ御書物ハ朝ノ内諸生中ヨリ司典エ差返シ消印ヲ取司典ヨリ御書物方エ相渡シ檢視見届ノ上消印ヲ取候テ御蔵エ納可申病氣或ハ障等有之居合不申候節ニ学頭判事ノ間出勤候テ印形見届可仕候事但返納一応相済候テ貸渡ノ御書物差出可申出入混雑無之様ニ可仕候事
  - 一、当日返納ノ御書物ハ一応御蔵迄入置候テ翌日ヨリ御書物方一人宛出勤ニテ冊数等相改念ヲ入夫々ノ箱エ納込可申候事
  - 一、世上ヨリ手形ヲ以テ借用ノ分ハ御書物方エ当テ手形相調右出納日講堂罷出借用可仕候事
  - 一、御書物貸渡ノ儀ハ御書附之旨ヲ本トシ是迄仕法之通無相違様堅固ニ取締リ可仕候事
  - 一、七月御書物風入之節ハ諸生エ相頼候様可為是迄ノ通一応司典の方エ受取随分念ヲ入締リ可致候事
  - 一、毎月廿八日諸生其外世上共借請之御書物一応為返改テ又々貸渡可仕候事
- 右明倫館御書物近年余分紛失有之候ニ付色々取締之儀嚴重ニ申合候得共今以追々紛失有之一体館中御書物之儀ハ御帰城ノ度々御土産本尚当役衆御手廻頭其外之献納本等モ有之且又於于時御買入之御書物モ有之年々相増候御仕法ニテ於只今候テハ四五十年前ヨリハ倍增之冊数ニ相成諸生兩人自分之稽古ニ相添テノ取捌ニテハ所詮行届不申候

其上諸生一統ニテハ心易ニ任セ有合候御書物暫借トシテ取帰候者モ可有之多人数居合候寮中ニテノ取捌ニ付脇々ノ分ト混雜仕候儀モ可有之旁ニ付諸生ノ取扱ニテハイツレ行届申間敷ト奉存候間前書之通無給衆兩人新規御書物方トシテ被差出御書物一通リヲ引受仕判事檢使立会ノ上見届印ヲ取出納仕候ハバ締リ宜ク可有之ト奉存候間此段被遂御詮議被下候様奉存候事

第一項 本書御書物方ノ儀ハ御算用方兩人エ兼帯被仰付面着方兩人エモ取扱被仰付候事

第二項 本書諸生ノ内御書物方ノ名目司典ト相改候儀以下四廉申出ノ通

第六項 本書御書物出納ノ儀ハ但書共申出ノ通尤檢使役病氣障ノ節ハ判事ヨリ見届印形被仰付候事

第七項 本書当日返納ノ御書物一応御蔵入ノ廉ヨリ以下五廉申出ノ通<sup>5</sup>

書物方として新しく無給衆を二人置くこと、これまで諸生の中から選ばれていた書物方は継続し、司典と呼ぶこと、書物の出納は書物方が行い、諸生は文庫に立ち入らないこと、書物の貸出は、目録を付けて司典まで申し出ること、貸し出しは、3と8のつく日の朝四時から行い、借用の際は帳面に印を書き、返却の際は、この印を消すこと、返却された書物は、返却された翌日に書物方が冊数を確認すること、毎月28日には、一旦書物を返却することが定められた。これらが定められた背景には、貴重なものが含まれるにも関わらず書物の紛失が多く、書物の量が増え、これまで通り諸生が管理するだけでは、取扱いが行届かなかったことが挙げられている。

### 3.1.3 名古屋藩明倫堂の文庫運営

名古屋藩明倫堂において、書物の貸借が始められたのは、寛政8年(1796)のことである。名古屋藩明倫堂では、「典籍」という役職の者によって、書物の管理が行われていた。「典籍勤方之記」の寛政8年(1796)の記事に、「御文庫御書物出納之日並は毎月三八の日に相定出納取扱申候」<sup>6</sup>の一文が見られる。典籍は、天明3年(1783)に設置された役職である。学生への講釈が主な仕事であり、これには儒者が任命されていた。授業の一形態である会読への書物の貸出の必要性から、出納の日を定め、貸し出しを行っていた。

その後、文政5年(1822)頃には、書物拝借の規則が出されている。

典籍御預り之御書物拝借等儀向後左之通

一、学生并勤学之輩拝借之御書物若紛失之節は迷惑之趣申上巳后之儀御談にて相済来候儀に候処向後は右御書物紛失為致候輩は御糺済の上紛失丈の御書物写本に致し償可申候右之償不相済内は再御書物拝借不相成候事但右御書物紛失之儀は典籍より督学へ相達督学より其筋へ可申達事

一、講堂に掲置候通之読書次第之内本業の経伝十三書素読も不相済輩は外之雑書拝借不相成事

一、本業之経伝は勿論助業之内史漢迄も大概通覧不致内通俗物等之雑書猥に拝借不相

成候事

- 一、策問并紀事等之文章認候節或は詩作等に見合せ申度御書物は日数二三日を限り拝借可致事

右之通急度可相守候以上（午七月）<sup>7</sup>

書物紛失の際は、写本として弁償すること、講堂に掲げられた読書次第の内、「経伝十三書」の素読が終わらない者は、他の雑書を借りてはいけないこと、本業の「経伝」だけでなく助業の史漢まで読み終えていない者は、通俗物を借りてはいけないこと、文章や詩作に使用する書物は、2、3日で返却することが定められた。これは、文化8年（1811）に塚田大峰<sup>8</sup>が督学となり定めた、「戒約」の影響ではないかと考えられる。

戒約

- 一、学問の用心孝悌忠信を本とし政治の道を心得て若一官一職を任せられは其官職相応の謀慮を發し治安の一助をなさんと志さし本業と助業とを分て孝経論語を始経義を研究するを本業とし史子百書に博渉して其時世の興廢人物の得失を弁するを助業とすへき也<sup>9</sup>

これによって、本業と助業に分けて学問が行われるようになった。そのため、「読書」のあり方も変化し、書物の貸し出しにも学問の進み具合によって、制限されるようになったのではないかと考えられる。

### 3.1.4 和歌山藩学習館の文庫運営

和歌山藩学習館では、明治維新以前の記録は、散逸しており不詳であるとされているが、文庫の書籍を貸与していたことのわかる記録がある。

正徳三年第五世藩主徳川吉宗始メテ藩立学校ヲ置キ（中略）寛政三年第十世藩主治宝儒学ヲ尊崇シ大ニ学校ノ規模ヲ拡張シ改メテ学習館ト称ス即チ督学講官通官執読司書筆記勸学目付等ノ諸職ヲ置キ儒臣山本惟恭ヲ以テ督学トシ館務ヲ統括セシメ士分年齢八歳以上三十歳以下ノ者ハ必ス之ニ就学セサルヘカラサル旨ヲ布令シ貧窮ノ者ハ館蔵ノ書籍ヲ貸与ス因テ頭役以上ノ藩士館ノ文庫ニ納書ススヲ許ス<sup>10</sup>

寛政3年（1791）に、学校の規模を拡大し、士分の者の修学を義務とした。その対応により、貧窮の者に対し書籍の貸借を行っていたのである。明治2年（1869）の記録では、書籍の貸し出しの様式が見られる。

明治二年四月布達

此度御政体御改革人材教育ニ付学制御一新和漢共古学御立被成漢学ノ義モ追々広ク御開業ノ筈ニ付学習館揭示学則学規学律規律ノ通皇学漢学洋学ノ三科ニ相通候様心掛可申先ツ漢学ノ義詩書礼楽ヲ旨トシ其余ノ經史序順ヲ以テ講究ノ筈就テハ旧制御一新註書等都テ漢唐以前ニ基キ其他確当ノ説ヲ参考シ字句文詞ノ末ニ走ラス活達宏大ノ見ヲ広メ經国ノ才ヲ育シ政理ニ達シ候様トノ御趣意能々令受用実学研究可致トノ御事候  
右ノ御趣意ニ候得ハ各農業生産ノ余暇学問勉勵天職ヲ奉シ人事ヲ就尽シ可申事

右ニ付来ル幾日ヨリ古学御開業ニ相成候筈ニ付蔵書無之向へハ御貸下相済候間来ル幾日ヨリ幾日迄ノ内面々別紙雛形券書ヲ以教師ヨリ学習館判事へ願出可申候尤無足ノ筋ハ父兄ノ印形居候テモ不苦候向後学習館へ罷出候向モ前件同様相済候間是又判事へ可申出事

何書	何部何冊
右御書物拝借仕候以上	
年月	
	姓名印
学習館判事中	

右券書半紙半切ノ事

農商ヲ諭セス入学ヲ許スニ付左ノ旨ヲ布達ス<sup>11</sup>

「古学」を開業するにあたり、書物がない場合は、所定の雛形券書を提出し、借りることができた。これは、明治2年(1869)の記録であるが、明治以前においても同じように書物の貸借が行われていたのではないかと考えられる。

### 3.1.5 運営体制

萩藩明倫館においては、書物の管理や貸し出しは、書物方によって行われ、それを補佐する者が諸生から二名選ばれていた。同様に、書物を管理する者がいたことがわかる資料が確認される藩校として、秋月藩稽古堂が挙げられる。子弟の教育方法の項目に、書籍利用に関する記述が見られる。

学校ニ蔵書アリ藩費ニテ之ヲ満ツ担当人アリ生徒入用アレハ証書ヲ出シテ借之カ用ヲ成サシム又八幡文庫ノ書蔵アリ八幡宮ニ秋月総氏神ナリ士族東京ニ勤務スレハ帰国ニ一書ヲモタラシ神庫ニ奉納ス大部ナレハ数人ニテ納之依テ累年書籍集積シ之ヲ学校ニ管理シテ亦生徒ノ便ヲナセリ<sup>12</sup>

秋月藩稽古堂においては、文庫は、藩費で運営されていた。これを管理する「担当人」がおり、この者によって貸し出しが行われていた。また、八幡宮の文庫を学校が管理しており、生徒はこちらも利用することができた。彦根藩弘道館では、設立当初の寛政11年(1799)11月布告の一項目に、文庫に関する記述が見られる。

一、御書物拝借被致候節ハ稽古館頭取衆へ書付ニテ相願可被申候其上御書物奉行ヨリ相渡可申候尤御書物次本取替之節ハ小札ヲ以テ直ニ御書物奉行へ掛合請取可被申候但拝借之御書物館外へ持出候儀堅不相成候<sup>13</sup>

設立当初から、書物を取り扱う「書物奉行」がおり、貸し出しが行われていた。ただし、借りた書物は、弘道館外に持出すことができず、家に持ち帰る事は禁止されていた。高遠藩進徳堂に関しては、『日本教育史資料』には文庫に関する記事は見られないが、『高遠町誌』<sup>14</sup>において言及されている。「進徳館は藩の学問所であり、書籍はよく活用され、文庫司(司書)も詰めていたようである」<sup>15</sup>と述べられている。また、ここに挙げられている、

万延元年（1860）の学問所入所資格・授業時間・入門・仕度・教授・出欠席・手習・持物・出火・書籍等に関する大目付からの口達からも、その様子が窺われる。

一、御書籍ノ儀ハ中村中蔵・海野喜左衛門へ御預被置候間、兩人ノ内へ断拝借可被致候之事<sup>16</sup>

書籍を管理する者がおり、その者の許しを得ることによって貸借ができたということがわかる。

書物の出納は常時行われていたのではなく、出納の日時が定められていた。萩藩明倫館、名古屋藩明倫堂では、3と8のつく日に行われていた。津藩有造館に関して、津市教育会によって昭和13年（1938）に刊行された『津市文教史要』<sup>17</sup>に文庫に関する言及が見られる。それによれば、「恐らく成文的規定はなかりしならん。但し筆墨等に付ては特定の品を用ひしめしことありたり。書籍に付ては校有品貸渡の特典ありて、毎月一・六・三・八・二は終日、七の日は午前限り、之が貸与、返入の取扱を為せり」<sup>18</sup>と述べられており、成文的規定はないが、毎月決められた日に書籍の貸借が行われていたようである。

藩校によって、「書物方」や「書物奉行」等さまざまな呼称が使用されているが、書物を取り扱う者が文庫に存在していたことがわかる。学生は、文庫に直接立ち入るのではなく、このような書物を管理する者を通して、決められた日に文庫を利用していた。

### 3.1.6 貸出様式

萩藩明倫館では、書物の貸し出しの際は、借りたい書物を司典に申し出で、司典が帳面をつけることによって、貸し出し書物の管理を行っていた。和歌山藩学習館においては、明治2年（1869）の布達に見られるように、借りる書物と借りる者の姓名を書く形式が定められていた。米沢藩興讓館では、和歌山藩学習館と同様に、紙面に貸し出しの際に記入する様式が定められている。

米沢藩興讓館では、年中行事の一つに、書籍の貸借に関する記述が見られる。

歳暮御心得左ニ申達候

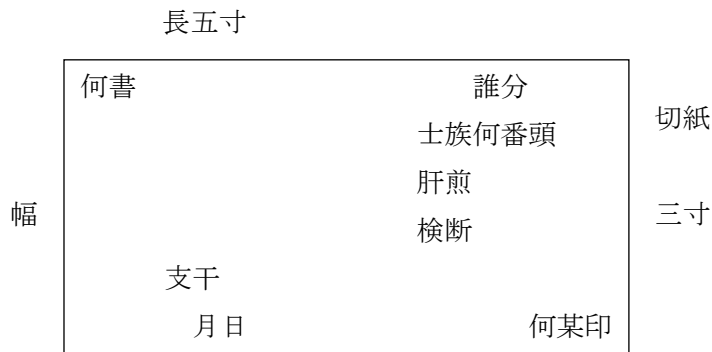
一、拝借之館本不残可被相納候塾中借合之書籍相互返却可被致候此旨扱中へモ屹ト可被申達候<sup>19</sup>

年末に「拝借之館本」を残らず返却することが、心得として出され、その書籍が貸し出されていたことがわかる。明治以前の記録としては、これ以上のことはわからない。しかし、明治4年（1871）の規條に、書籍の貸出様式についての記述が見られる。

一、書籍銘々持参之事但無抛者別段願出候へハ事実取調ノ上拝借差許候然リトイテトモ洋書并翻訳書ハ適宜ノ税可相納候

一、書籍拝借之儀士族ハ番頭平民ハ其肝煎検断ヨリ切紙ヲ以可願出候  
雛形左之通





一、拝借本緒官員并定詰生ハ直願不苦候但五冊以下廿日以下四十日十冊以上トイヘトモ六十日ヲ限トス猶卒業不致者ハ期日相納重テ可願出候若シ期日不相納者ハ已来拝借不相叶候事

右規條可遵守之猶便宜ニ因リ改正モ可有之候也

明治四年九月

縣庁<sup>20</sup>

書籍は基本的に持参であるが、やむを得ない事情がある場合には貸し出すこと、洋書・翻訳書の貸し出しには税を納めること、書籍を借りる場合には規定の書式に記入し、士族は番頭、平民は肝煎に提出すること、書籍を借りるときは期日を守ることが示された。これは、廃藩置県後、米沢県庁によって出された「学校革新大旨」の一部である。学校では、皇学・洋学・医学・筆学・数学の5科を設置し、皇学・洋学の2科にはそれぞれ10名の旧制の諸生である定詰勤学生を置き学校経費から手当金を支給していた。身分の区別がなくなり、職制も新しくなったため、書籍の貸出様式についても改めて明文化されたと考えられる。これは、廃藩置県直後の9月の布達であるため、ここに用いられた貸出様式は、明治以前からのものを踏襲していることが推測される。貸し出される書物名と借りる者の姓名を記録として残すことで、書物の管理を行っていたことがわかる。

貸し出された書物は、大切に扱うこととされていた。福井藩明道館の、安政6年(1859)の素読局の定の一項目に、以下の記述が見られる。

一、拝借之書籍謹て大切に取扱へし若破損致候時は繕治致し可相納事<sup>21</sup>

借りた書籍は大切に扱い、破損の場合は修繕することが記されている。津藩有造館では、弘化4年(1847)正月に出された「出席為相見合宿に而為相慎候日数」の一項目として書物を粗末に扱った場合の処罰に関する記述が見られる。

一、御本拝借粗末に取扱候者五日万一紛失に及候は当人は為引籠置其親差控相伺差控被仰付候はば御免後差控之日数丈当人為相慎総而子供之儀に付其親差控伺候程之義は差控被仰付候はば御免後当人は差控之日数丈為相慎差控に及不申候とも差控伺候程之義者当人十日之出席相見合せと定可申事<sup>22</sup>

借りている書物を粗末に扱った者には5日の出席停止とすること、書物を紛失した者は、その親が出席停止期間を伺い、当人が謹慎することが記されている。このことから、書物

の貸借が行われており、また、書物が非常に大切にされていたことがわかる。

一方で、閲覧は許されるも、貸し出しは行われていない文庫も存在する。その一つとして、大野藩明倫館が挙げられる。『日本教育史資料』において述べられる当時の規程に、次のような一項目がある。

第七 学校ノ書籍展覧ヲ願フモノハ世話役へ申請展覧スヘキ事但退出ノ節ハ故ノ如ク  
収置スヘキ事<sup>23</sup>

学校に所蔵されている書籍の閲覧が許されていた。しかし、退出の際はもとの場所に戻すこととされており、文庫内での閲覧のみであったことがわかる。また、仙台藩養賢堂に関しては、『日本教育史資料』の学校の施設の記述の中に、書庫に関する記事が見られる。

書庫三棟 一ハ養賢堂ニアリ堂中諸生ノ縦覧教員ノ参考ニ供ス部数等前ニ見ユ一ハ治下八幡町龍宝寺中ニアリ法宝蔵ト称ス其書仏籍多シトス其他経史子集等合テ一万六千四百三十三卷正徳四年住僧実政聚ムル所同寺所蔵ニ係ル実政請フテ書籍ノ監視書庫ノ修理等ヲ藩ニ於テ管轄ス藩士ノ縦覧ヲ許ス一ハ治下百騎丁ニアリ青柳館ト称ス目付二名ヲ置キ監視セシム藩士ノ縦覧借覧ヲ許ルス経伝子集法帖図等合テ七千三百十冊十四帖三幅外ニ聖像一軀龍潭硯一面古琴一張古笙一枚古銭四十八匣御衣断片一帖ヲ蔵ス記アリ下ニ載ス<sup>24</sup>

藩士の使用できる文庫として養賢堂の文庫、法宝蔵の文庫、青柳館文庫が挙げられている。養賢堂文庫では、主に教員の利用を想定しており、法宝蔵と青柳館文庫は藩士が自由に閲覧することができた。青柳館文庫のみ、藩士の貸し出しが許されていた。青柳館文庫とは、天保2年(1831)に、青柳文蔵<sup>25</sup>が仙台藩に書物約2万巻を寄贈したことにより設立される。明治維新までの約50年間、仙台医学館の敷地内で公開されていた。養賢堂文庫は、諸生に関しては書物を閲覧することしかできず、貸借は教員のみ許されていたことがわかる。

### 3.1.7 利用目的

和歌山藩学習館では、寛政3年(1791)の就学の義務化に伴い、「貧窮ノ者ハ館蔵ノ書籍ヲ貸与ス」とされており、書物の貸与は貧窮の者が学習に必要な書物を利用できることを目的として、文庫の利用が行われていた。また、明治2年(1869)には、「古学御開業ニ相成候筈ニ付蔵書無之向ヘハ御貸下相済候」とあり、やはり学習に必要な書物の利用が想定されていた。福井藩明道館の書物の貸し出しに関する記述は、素読局の定の一項目であった。このことより、素読に必要な書物を貸し出していたことが窺われる。大聖寺藩時習館では、『日本教育史資料』の藩校の沿革要略に文庫に関する記述が見られる。

利平ニ至リ学ヲ好ミ安積信ヲ師トシ其業ヲ学フ(中略)其侍臣宮永一省等其遺事ヲ採輯シ安積信ニ囑シテ文ヲナシ印刷シテ世ニ伝フ号シテ大聖寺松平弘斉公行状略ト云フ是ニ於テ当藩学事ノ端緒ヲナセリ

是時ニ当リ始テ藩ノ書庫ヲ発シ蔵書ヲ藩士子弟ニ借覧スルヲ許シ尚年々書籍ヲ購求シ

有用ノ書ハ略欠コトナキニ至ル是ニヨリ当時学事ニ志アル者経伝史子百家ノ書ヲ縦覧スルヲ得テ大ニ其裨益アリ<sup>26</sup>

開学当初より文庫が存在し、藩士の子弟に借覧を許していた。年々書籍を購入し、教科書である「経伝史子百家ノ書」の縦覧によって学問の助けとなっていたとあり、文庫の中心は、学問に使用する教科書であったと考えられる。

諸藩校において文庫の書物の利用は、主として学習に必要な教科書の利用が想定されていたことが窺われる。文庫利用の第一の目的としては、学問の助けとすることであったと考えられる。

### 3.1.8 小括

対象藩校の中で、文庫運営に関する詳細な規則が見られたのは、萩藩明倫館、名古屋藩明倫堂、和歌山藩学習館 3 つであった。しかし、それ以外の 8 つの藩校で、断片的ではあるが、文庫が存在し、学生の利用が行われていたことわかる記述が確認された。これらの記述より、文庫の書物を取り扱う担当の者がおり、この者を通じて決められた日に貸し出しが行われていたことがわかる。しかし一方で、大野藩明倫館や仙台藩養賢堂のように、貸し出しを行わず、閲覧のみの利用であった藩校も見られる。その利用目的としては、学習に必要な書物の利用が主なものであったと考えられ、書物は大切に利用されていた。松山藩有終館、黒羽藩作新館は、管見の限り、『日本教育史資料』以外の記録にも文庫運営に関する記述は見られない。しかし、学問を手助けするために、多くの藩校で教科書の閲覧や貸借が行われていたことから、これら 2 校についても、少なくとも教科書は所蔵され、藩士に提供されていたのではないかと考えられる。

諸藩校における文庫運営は、その中心は教科書の所蔵と提供であった。しかし、多くの藩校においてその細則は見られない。それにも拘わらず、様々な規定に書物に利用に関する項目が見られる。以上より、藩校に所蔵されている書物を利用することは、規則として示されるまでもなく当然のことであったのではないかと考えられる。

## 3.2 蔵書構成

各藩校には、文庫が設置され、学生や教員によって利用されていた。本節では、藩校の文庫にはどのようなジャンルの書物が所蔵されていたのかについて分析する。

表8 諸藩校の漢籍と和書の割合

	萩藩明倫館		仙台藩養賢堂		松山藩有終館		秋月藩稽古堂		米沢藩興讓館		名古屋藩明倫堂		和歌山藩学習館	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
漢籍(準漢籍)	1666	64.5%	67	25.5%	221	71.1%	203	89.4%	660	65.0%	2050	25.5%	424	24.3%
和書	918	35.5%	196	74.5%	89	28.9%	24	10.6%	355	35.0%	5981	74.5%	1320	75.7%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2584	100.0%	263	100.0%	311	100.0%	227	100.0%	1015	100.0%	8031	100.0%	1744	100.0%
	彦根藩弘道館		福井藩明道館		津藩有道館		黒羽藩作新館		大聖寺藩時習館		大野藩明倫館		高遠藩准徳堂	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
漢籍(準漢籍)	302	24.7%	274	18.6%	42	17.2%	128	33.0%	410	30.3%	112	31.4%	222	67.7%
和書	901	73.6%	1167	79.1%	202	82.8%	258	66.5%	944	69.7%	245	68.6%	106	32.3%
不明	22	1.8%	34	2.3%	0	0.0%	2	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	1225	100.0%	1475	100.0%	244	100.0%	388	100.0%	1354	100.0%	357	100.0%	328	100.0%

### 3.2.1 蔵書構成

対象藩校それぞれの目録を用いて、蔵書構成を明らかにしていく。これら目録は、米沢藩興讓館、彦根藩弘道館、福井藩明道館については、近世の目録の印影本が確認できたため、米沢藩興讓館・福井藩明道館は明治5年(1872)頃、彦根藩弘道館は弘化元年(1844)の目録を使用した。その他藩校については、現在藩校の文庫を引き継いでいる機関の目録を使用した。目録によって分類項目が異なったため、内閣文庫の目録を参考に、適宜『日本古典籍総合目録』の分類に従って分類した。

これら目録を使用して、各藩校の漢籍と和書の割合を表8に示した。

分類方法は、目録が漢籍と和書に分かれて掲載されている場合は、それに従って分類した。彦根藩弘道館、福井藩明道館、黒羽藩作新館、和歌山藩学習館は、漢籍と和書が同じ目録に掲載されているため、『日本古典籍総合目録』および全国漢籍データベースを参考に分類した。なお、準漢籍は漢籍に含めるものとする。また、表8の不明の項目は、漢籍か和書かの判断ができなかった書物である。

表8より、14藩中9藩で和書の割合が多いことがわかる。諸藩の教学について、笠井助治は、「幕府のとった学問教育の方針が、林家朱子学を基本とした漢学、特に経学すなわち儒学儒教主義であったように、諸藩に於ても教学の中心は漢学にあった」<sup>27</sup>と述べており、各藩校の蔵書には、漢籍・準漢籍が確認される。これらより、学問を行う上で、必要なものが所蔵されていたことが推察される。しかし、対象藩校の半数以上の藩校で、和書の割合の方が多い。では、和書にはどのような書物が所蔵されていたのかについて分析する。表9は、各藩校の和書を、分類したものである。

表9 諸藩校の和書の種類

和書分類	萩藩明倫館		仙台藩養賢堂		松山藩有終館		秋月藩稽古堂		米沢藩興讓館		名古屋藩明倫堂		和歌山藩学習館	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記	54	5.9%	2	1.0%	2	2.2%	0	0.0%	10	2.8%	84	1.4%	33	2.5%
哲学・宗教	32	3.5%	2	1.0%	8	8.9%	7	29.2%	35	9.9%	435	7.3%	167	12.6%
言語	40	4.4%	4	2.0%	11	12.2%	0	0.0%	3	0.8%	52	0.9%	51	3.9%
文学	318	34.6%	9	4.6%	12	13.3%	2	8.3%	73	20.6%	590	9.8%	414	31.3%
歴史	192	20.9%	18	9.2%	20	23.3%	15	62.5%	73	20.6%	2707	45.2%	270	20.4%
地理	34	3.7%	7	3.6%	2	2.2%	0	0.0%	7	2.0%	174	2.9%	124	9.4%
政治・法制附故実	78	8.5%	3	1.5%	12	13.3%	0	0.0%	26	7.3%	606	10.1%	105	7.9%
経済	6	0.7%	0	0.0%	5	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	28	0.5%	20	1.5%
教育	30	3.3%	0	0.0%	3	3.3%	0	0.0%	13	3.7%	102	1.7%	27	2.0%
理学	21	2.3%	146	74.5%	7	7.8%	0	0.0%	3	0.8%	61	1.0%	40	3.0%
医学	16	1.7%	1	0.5%	2	2.2%	0	0.0%	73	20.6%	63	1.1%	27	2.0%
産業	4	0.4%	3	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	22	0.4%	11	0.8%
芸術	30	3.3%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	8	2.3%	204	3.4%	21	1.6%
諸藝	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.6%	0	0.0%	0	0.0%
武学・武術	61	6.6%	0	0.0%	5	5.6%	0	0.0%	20	5.6%	867	14.5%	12	0.9%
不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
合計	918	100.0%	196	100.0%	89	100.0%	24	100.0%	355	100.0%	5995	100.0%	1322	100.0%
和書分類	彦根藩弘道館		福井藩明道館		津藩有造館		黒羽藩作新館		大聖寺藩時習館		大野藩明倫館		高遠藩進徳堂	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記	40	4.4%	27	2.3%	4	2.0%	5	1.9%	70	7.5%	6	2.4%	3	2.8%
哲学・宗教	43	4.8%	44	3.8%	17	8.4%	5	1.9%	66	7.1%	4	1.6%	32	29.9%
言語	22	2.4%	43	3.7%	12	5.9%	24	9.3%	46	5.0%	30	12.2%	3	2.8%
文学	263	29.2%	389	33.3%	17	8.4%	40	15.5%	108	11.6%	48	19.6%	18	16.8%
歴史	224	24.9%	208	17.8%	71	35.1%	44	17.1%	439	47.3%	50	20.4%	29	27.1%
地理	31	3.4%	68	5.8%	3	1.5%	10	3.9%	46	5.0%	13	5.3%	3	2.8%
政治・法制附故実	92	10.2%	60	5.1%	10	5.0%	10	3.9%	44	4.7%	28	11.4%	3	2.8%
経済	2	0.2%	2	0.2%	1	0.5%	1	0.4%	0	0.0%	7	2.9%	1	0.9%
教育	26	2.9%	41	3.5%	0	0.0%	10	3.9%	17	1.8%	16	6.5%	1	0.9%
理学	24	2.7%	17	1.5%	51	25.2%	11	4.3%	14	1.5%	13	5.3%	1	0.9%
医学	10	1.1%	10	0.9%	5	2.5%	18	7.0%	11	1.2%	5	2.0%	3	2.8%
産業	2	0.2%	7	0.6%	4	2.0%	4	1.6%	3	0.3%	2	0.8%	1	0.9%
芸術	8	0.9%	61	5.2%	7	3.5%	0	0.0%	17	1.8%	1	0.4%	7	6.5%
諸藝	0	0.0%	46	3.9%	0	0.0%	0	0.0%	12	1.3%	2	0.8%	0	0.0%
武学・武術	78	8.7%	118	10.1%	0	0.0%	71	27.5%	35	3.8%	20	8.2%	2	1.9%
不明	36	4.0%	26	2.2%	0	0.0%	5	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	901	100.0%	1167	100.0%	202	100.0%	258	100.0%	928	100.0%	245	100.0%	107	100.0%

目録ごとに分類方法が異なっていたため、『内閣文庫国書総目録』の分類項目を参考に、総記、哲学・宗教、言語、文学、歴史、地理、政治・法制附故実、経済、教育、理学、医学、産業、芸術、諸芸、武芸・武学の16項目を設定し分類した。書物の分類は、原則として各目録の集録項目に従ったが、目録ごとに分類の異なる書物は、『日本古典籍総合目録』の分類に従った。不明の項目は、和書であることは確認できるが、どの項目に分類されるかがわからない書物である。表9の網掛けの項目は、それぞれの藩校の上位の3分類である。すべての藩校に共通していることは、「歴史」の分類が上位の3分類に現れていることである。また、名古屋藩明倫堂以外の藩校では、上位の3分類に「文学」が入っている。名古屋藩明倫堂においても、「文学」は590部、9.8%と、他の分類に比べて多くの割合を占めている。対象藩校においては、「歴史」、「文学」に分類される書物が多く見られる。

### 3.2.2 「歴史」

「歴史」の分類をさらに細かく分類していく。『内閣文庫国書分類目録』の分類項目を参考に、総記、日本史総説、通史、時代史、雑史、史論、伝記、系譜、史料、東洋史、西洋史、世界史の12項目に分類した。目録によっては、藩政史料が独立した分類として立てられているが、すべて「史料」の項目に分類した。表10は、その結果である。

表10 「歴史」の分類

歴史分類1	分類2	救護明倫館		仙台藩養賢堂		松山藩有終館		秋月藩稽古堂		米沢藩興讓館		名古屋藩明倫堂		和歌山藩学智館	
		部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
歴史分類1	分類2	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記		2	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12	0.4%	0	0.0%
日本史	総説	14	7.3%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	16	0.6%	0	0.0%
	通史	39	20.3%	4	22.2%	10	50.0%	1	6.7%	16	21.9%	15	0.6%	80	29.6%
	時代史	54	28.1%	0	0.0%	1	5.0%	12	80.0%	6	8.2%	70	2.6%	9	3.3%
	雑史	22	11.5%	6	33.3%	0	0.0%	2	13.3%	20	27.4%	237	8.8%	39	14.4%
	史論	15	7.8%	0	0.0%	3	15.0%	0	0.0%	1	1.4%	9	0.3%	2	0.7%
	伝記	20	10.4%	5	27.8%	3	15.0%	0	0.0%	21	28.8%	87	3.2%	15	5.6%
	系譜	5	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7	9.6%	96	3.5%	26	9.6%
	史料(藩政)	6	3.1%	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.7%	2138	79.0%	70	25.9%
外国史	東洋史	5	2.6%	0	0.0%	3	15.0%	0	0.0%	0	0.0%	20	0.7%	17	6.3%
	西洋史	10	5.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	0.2%	11	4.1%
	世界史	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.4%
合計		192	100.0%	18	100.0%	20	100.0%	15	100.0%	73	100.0%	2707	100.0%	270	100.0%
		彦根藩弘道館		福井藩明道館		津藩有造館		黒羽藩作新館		大聖寺藩時習館		大野藩明倫館		高遠藩進徳堂	
歴史分類1	分類2	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.5%	2	4.0%	0	0.0%
日本史	総説	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	4.0%	0	0.0%
	通史	8	12.5%	8	3.8%	30	44.1%	26	59.1%	29	6.6%	10	20.0%	15	51.7%
	時代史	4	1.8%	2	1.0%	1	1.5%	3	6.8%	3	0.7%	10	20.0%	1	3.4%
	雑史	92	41.1%	89	42.8%	19	27.9%	4	9.1%	312	71.1%	11	22.0%	4	13.8%
	史論	7	3.1%	1	0.5%	3	4.4%	0	0.0%	8	1.8%	0	0.0%	0	0.0%
	伝記	51	22.8%	40	19.2%	5	7.4%	2	4.5%	31	7.1%	5	10.0%	4	13.8%
	系譜	12	5.4%	11	5.3%	3	4.4%	1	2.3%	22	5.0%	4	8.0%	1	3.4%
	史料(藩政)	25	11.2%	47	22.6%	3	4.4%	2	4.5%	25	5.7%	0	0.0%	3	10.3%
外国史	東洋史	5	2.2%	6	2.9%	3	4.4%	1	2.3%	3	0.7%	4	8.0%	1	3.4%
	西洋史	0	0.0%	4	1.9%	1	1.5%	4	9.1%	3	0.7%	0	0.0%	0	0.0%
	世界史	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%	2	4.0%	0	0.0%
合計		224	100.0%	208	100.0%	68	100.0%	44	100.0%	439	100.0%	50	100.0%	29	100.0%



網掛けは、上位の 3 分類である。蔵書傾向としては、「歴史」の分類の中でも、「通史」、「雑史」が上位の 3 分類として挙げられている藩が多く見られる。「通史」には、日本の歴史書である『国史略』<sup>28</sup>や『日本外史』<sup>29</sup>といったものが見られる。これは、各藩校で教えられていた教科の影響ではないかと考えられる。藩校における教学の中心は、漢学であった。しかし、その他にも藩校ごとに教科が設定されていた。表 1 1 は、藩校とその設置科目である。

表 1 1 各藩校の設置教科

名称	設置教科
萩藩明倫館	漢学・習字・算術・習礼・音楽・漢洋医学・天文・地理・国学
仙台藩養賢堂	漢学・算術・筆道・習礼・魯学・蘭学・歌学・国学
松山藩有終館	漢学・国学
秋月藩稽古堂	漢学・和学・習字・算術
米沢藩興讓館	漢学・筆道・習礼・医学・[皇学]・[洋学]・[数学]
名古屋藩明倫堂	和学・漢学・算法・算道・習礼
和歌山藩学習館	漢学・国学・習礼・蘭学・医学・洋算・[洋学]
彦根藩弘道館	漢学・和学・習字・習礼・算術・医学・洋学・天文学・地理学
福井藩明道館	漢学・国学・習字・算術・医学・洋学
	維新後: 皇学・漢学・洋学・兵学・書学・図画・数字
津藩有造館	漢学・習字・算術・医学・習礼
	維新後: 国学・洋学
黒羽藩作新館	漢学・和学・算術・習字・蘭学
大聖寺藩時習館	和学・漢学・医学・算法・習字・習礼・[洋学]
大野藩明倫館	皇学・漢学・蘭学・医学・習字・習礼
高遠藩進徳堂	和学・漢学・算法・習字・[洋学]

表 1 1 は笠井助治の『近世藩校に於ける学統学派の研究』<sup>30</sup>をもとに作成した。ただし、仙台藩養賢堂については、笠井の文献では「国学」は設置されなかったとされている<sup>31</sup>が、『日本教育史資料』には、設置科目として「国学」が見られる<sup>32</sup>ため、「国学」を追加した。括弧内は、明治維新以降増設された科目である。福井藩明道館、津藩有造館は、維新後に設置科目を一新したため、「維新後」という項目を別に立てた。漢学と並んで見られるのが、国学・和学・皇学である。近世において、国学・和学・皇学と称された学問の内容は、日本の古典・文学・歴史・制度・有職故実等を含む広領域の総称である<sup>33</sup>。米沢藩興讓館・津藩有造館においては、維新前に国学の設置は見られないが、維新後から明治 4 年（1871）の廃藩までの間には、皇学・国学が教授された。これは、幕末維新时期に国学が皇学の名をもって台頭したことによる影響ではないかと考えられる<sup>34</sup>。この国学・和学・皇学の歴史を教えるにあたって、「通史」に分類される書物が教科書として利用されたのではないかと考えられる。

「雑史」には、各地で起こった戦乱を題材として書かれた書物が分類されている。鎌倉期以降、近世初頭の徳川創業期や大坂の陣に関する書物が、各藩校に見られる。これらもまた、歴史を教える際に利用されたのではないかと考えられる。

表12 「文学」の分類

文学分類	萩藩明倫館		仙台藩養賢堂		松山藩有終館		秋月藩稽古堂		米沢藩興讓館		名古屋藩明倫堂		和歌山藩学習館	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	1.0%	2	0.5%
国文	41	12.9%	3	33.3%	0	0.0%	2	100.0%	26	35.6%	189	32.0%	84	20.3%
和歌	103	32.4%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	25	34.2%	269	45.6%	226	54.6%
連歌	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	11.0%	18	3.1%	0	0.0%
歌謡・朗詠	4	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	1.5%	4	1.0%
俳諧	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.7%	5	0.8%	8	1.9%
狂歌	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	7	1.2%	0	0.0%
漢文	170	53.5%	6	66.7%	11	91.7%	0	0.0%	11	15.1%	87	14.7%	90	21.7%
合計	318	100.0%	9	100.0%	12	100.0%	2	100.0%	73	100.0%	590	100.0%	414	100.0%
	彦根藩弘道館		福井藩明道館		津藩有造館		黒羽藩作新館		大聖寺藩時習館		大野藩明倫館		高遠藩進徳堂	
文学分類	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
総記	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
国文	92	35.0%	120	30.8%	12	70.6%	12	30.0%	34	31.5%	15	31.3%	3	16.7%
和歌	44	16.7%	121	31.1%	2	11.8%	19	47.5%	32	29.6%	6	12.5%	1	5.6%
連歌	0	0.0%	4	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%	0	0.0%
歌謡・朗詠	5	1.9%	7	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
俳諧	5	1.9%	9	2.3%	0	0.0%	1	2.5%	1	0.9%	1	2.1%	0	0.0%
狂歌	0	0.0%	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
漢文	117	44.5%	127	32.6%	3	17.6%	6	15.0%	40	37.0%	26	54.2%	14	77.8%
合計	263	100.0%	389	100.0%	17	100.0%	40	100.0%	108	100.0%	48	100.0%	18	100.0%

### 3.2.3 「文学」

次に「文学」の分類をさらに細かく分類する。表12は、その結果である。『内閣文庫国書総目録』の分類項目を参考に、総記、国文、和歌、連歌、歌謡・朗詠、俳諧、狂歌、漢文の8つに分類した。「国文」には、散文体で書かれた日本文学を分類した。また、「漢文」には、日本人の記した漢文・漢詩文を分類した。どの藩校においても、「国文」、「和歌」、「漢文」の3分類に書物が集中している。「漢文」は、漢学教授の教科書としての役割を担っていたのではないかと考えられる。漢学は、経学、中国歴史学、諸子百家の学、詩文の学の総称であり、諸藩においても昌平坂学問所同様、自ら作文することが、教育の一環として取り入れられていたと思われる。「和歌」に分類される書物もまた、教材としての機能を持っていたのではないかと考えられる。笠井助治によれば、幕末維新期の皇学の一要素として歌文的分野が存在したとされている。和歌・古文・詩文を通じて国風・人情・習俗を身につけることが行われていた<sup>35</sup>。ここでは、『古事記』、『万葉集』、諸和歌集等が使用されていた。武士層における和歌の受容は、鎌倉期以降に積極的に見られる。池上英子は、「鎌倉のサムライは一方で貴族的な高度な文化を強く讃仰し、朝廷儀式や詩の嗜みとしての「和歌」など貴族に特徴的な礼儀作法を学ぶこと、しばしばに及んだ」<sup>36</sup>と述べる。「和歌」は、貴族的な文化として捉えられており、武士層はこれを貴ぶ傾向にあった。鎌倉期には「和歌」は、武士層の学びとして取り入れられていたことがわかる。近世においても、維新後と同様に、国学の一分野として、和歌が取り入れられていたのではないかと考えられる。

「国文」にはどのような書物が分類されていたのかを分析していく。表13は、「国文」をさらに細かく分類したものである。

表1-3 「国文」の分類

国文分類	萩藩明倫館		仙台藩養賢堂		松山藩有終館		秋月藩稽古堂		米沢藩興讓館		名古屋藩明倫堂		和歌山藩学習館	
	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%	部数	%
古物語附擬古物語	8	19.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	30.8%	74	39.2%	18	21.4%
説話物語	7	17.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	3.8%	9	4.8%	5	6.0%
歴史物語	9	22.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	9	4.8%	10	11.9%
軍記物語	7	17.1%	3	100.0%	0	0.0%	1	50.0%	13	50.0%	23	12.2%	16	19.0%
中世小説	2	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.6%
近世小説	4	9.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.7%	29	15.3%	5	6.0%
随筆	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	11	5.8%	10	11.9%
日記・紀行	2	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22	11.6%	16	19.0%
文集	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	4.2%	1	1.2%
消息	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	2.1%	0	0.0%
合計	41	100.0%	3	100.0%	0	0.0%	2	100.0%	26	100.0%	189	100.0%	84	100.0%
国文分類	彦根藩弘道館		福井藩明道館		津藩有造館		黒羽藩作新館		大聖寺藩時習館		大野藩明倫館		高遠藩准徳堂	
古物語附擬古物語	10	10.9%	14	11.7%	0	0.0%	8	66.7%	3	8.8%	4	26.7%	2	66.7%
説話物語	3	3.3%	6	5.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	17.6%	0	0.0%	0	0.0%
歴史物語	5	5.4%	0	0.0%	5	41.7%	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	1	33.3%
軍記物語	9	9.8%	6	5.0%	4	33.3%	0	0.0%	2	5.9%	3	20.0%	0	0.0%
中世小説	0	0.0%	4	3.3%	1	8.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
近世小説	18	19.6%	49	40.8%	1	8.3%	0	0.0%	16	47.1%	0	0.0%	0	0.0%
随筆	30	32.6%	23	19.2%	1	8.3%	3	25.0%	1	2.9%	1	6.7%	0	0.0%
日記・紀行	10	10.9%	12	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.9%	1	6.7%	0	0.0%
文集	0	0.0%	4	3.3%	0	0.0%	1	8.3%	0	0.0%	4	26.7%	0	0.0%
消息	7	7.6%	2	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	2	13.3%	0	0.0%
合計	92	100.0%	120	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	34	100.0%	15	100.0%	3	100.0%

『内閣文庫国書総目録』の分類項目を参考に、古物語附擬古物語、説話物語、歴史物語、軍記物語、中世小説、近世小説、随筆、日記・紀行、文集、消息の10項目に分類した。網掛けの項目は、上位の3分類である。最も多くの藩校で見られるジャンルは、「古物語附擬古物語」である。ここには、『伊勢物語』や『源氏物語』といった古典文学が分類される。これらもまた、国学・和学・皇学の一分野であり、教育的な素養を持つものとして所蔵されていたのではないかと考えられる。「古物語附擬古物語」に次いで多く見られるのは、「軍記物語」、「近世小説」の項目である。近世文学の分類として池田真由美は、以下のように示している。

1. 教育・実用 - 漢籍・往来物・辞書・年中行事・説話・教訓・金石文
2. 思想・信仰 - 神道・仏教・思想・心学
3. 趣味・専門 - 随筆・地誌・雑記・見聞録・紀行文・年表・考証・政治・医学・演劇
4. 娯楽 - 伝記・実録・戦記・雑史・読本・浮世草子・仮名草子・滑稽・咄本・洒落・合巻・黒本・黄表紙<sup>37</sup>

「軍記物語」とは、以上の戦記に相当する分類である。また、「近世小説」は、読本・浮世草子・仮名草子・滑稽・咄本・洒落・合巻・黒本・黄表紙の総称である。これらはどちらも娯楽に分類される書物であるとされている。

### 3.2.4 小括

諸藩校における蔵書構成は、それぞれの藩校によって教育内容が異なるにも関わらず、「歴史」と「文学」の分類に書物が多く見られるという一定の傾向を示している。「歴史」の分類には、「通史」、「雑史」に書物が集中している文庫が多い。これは、日本の歴史を教える一教材として用いられていたことが考えられる。

「文学」の分類では、どの藩校においても「国文」、「和歌」、「漢文」の3分類に書物が集中して見られる。「和歌」、「漢文」の分類に見られる書物もまた、「歴史」に見られる書物のように、学習のための一教材として用いられたと考えられる。藩校文庫には、学問の中心であった漢籍だけではなく、教育的な素養を持つ和書がどの藩校においても収集されていたことが窺われる。

## 3.3 昌平坂学問所および各藩校の蔵書構成の背景

前節までに、昌平坂学問所および各藩校についての文庫運営と蔵書構成について言及した。本節では、これらの結果から、昌平坂学問所と各藩校の蔵書構成に関する考察を行っていく。

### 3.3.1 各文庫における共通点

昌平坂学問所と各藩校の文庫運営に共通して言えることは、学生の学習に必要な書物を所蔵し提供していたことである。近世期のこれらの機関における学習は、漢籍を使用した

漢学の教授であった。実際にすべての対象機関で漢籍の所蔵が確認されている。しかし、同じくすべての機関で、教学の中心が漢学であったにも関わらず、和書の蔵書も確認される。

和書の蔵書構成としては、対象藩校すべてにおいて、「歴史」、「文学」の分類に多くの蔵書が確認できた。これは、昌平坂学問所においても同様の傾向である。「歴史」の分類の中でも、諸藩校においては、「通史」と「雑史」に分類され書物を多く所蔵している藩が多い。昌平坂学問所においては、「雑史」の分類が突出して多く、次いで「系譜」、「伝記」・「史料」の分類の書物が多く見られる。昌平坂学問所と諸藩校の相違点としては、「通史」の分類の割合である。対象藩校において、「通史」の分類は、福井藩明道館、名古屋藩明倫堂を除いた12の藩校で上位3分類に入っている。しかし、昌平坂学問所においては、23部、2.3%と、決して多くの所蔵があるとは言えない。これは、「歴史」に分類される書物が、どのように利用されていたのかに関わるのではないかと考えられる。諸藩校において「通史」に分類される書物は、教科書であった。教授科目に和学や国学・皇学が設定され、その中で日本の歴史を学習するために所蔵されていたと考えられる。

松山藩有終館においては、『日本教育史資料』の「教則」の項目に、読むべき書物として、日本の歴史書が明記されている。

教則 四書、五経、十八史略、日本外史、大日本史、十三経、二十二史、資治通鑑、宋元通鑑、諸子文集等素読ヨリ初メテ返講、輪講等総テ易キヨリ難キニ及ボスニアリ。<sup>38</sup>

『四書』や『五経』といった経書とともに、『日本外史』、『大日本史』<sup>39</sup>が見られ、授業の一環として用いられていたことがわかる。彦根藩弘道館では、

教科用書 孝経、四書、五経及和漢ノ歴史文章、和学書日本紀古事記ノ類、英書英文典、地理書ノ類 和洋算明治四年ヨリ教授ス<sup>40</sup>

が、教科用書として挙げられている。やはり『四書』、『五経』と並んで、「和漢ノ歴史文章」や「日本紀古事記ノ類」が挙げられている。黒羽藩作新館においても、

教則 教科用書ノ如キ確定ナキヲ以テ今其一ニヲ掲ク 孝経、四書、五経、国史略、十八史略、前後漢書、其他歴史等<sup>41</sup>

とあり、『四書』、『五経』とともに『国史略』が挙げられている。

高遠藩進徳堂においては、成立年代は不明であるが寄宿寮規則に以下のように述べられている。

一、経書ハ学者ノ基礎タルコトヲ言フ待タス 務メテ和漢古今ノ歴史ヲ涉獵スルヲ要ス 余暇ニ普リ西洋ノ書ニ及フヘシ 畢竟今日ノ事体ニ通達セサレハ万卷ヲ看破スルモ其益少ト知ルヘシ<sup>42</sup>

漢学の「経書」は学問の基礎であることは言うまでもなく、「和漢古今ノ歴史」についてのたくさんの書物を読み、余暇に西洋の書を読むべきであると述べている。余暇に読むものとして西洋の書が示されており、歴史書については経書と同様に、学習であったことが

読み取れる。また、歴史書については「和漢古今ノ歴史」とされており、教学の中心であった中国史だけでなく、日本の歴史についても学んでいたことがわかる。以上のように、藩校においては、日本の歴史が教学の一つとして学ばれており、このために「通史」に分類されるような書物が収集、所蔵されたと考えられる。昌平坂学問所の設置科目は、上野忍岡聖堂時代には、羅山以来しだいに改善されて鷲峯のときに、経科・史科・文科・詩科・倭学の五科を立て、和学も教授することになっていた。しかし、その実、経学・漢史・漢詩文の研究教授が主体で、倭学は名目のみで全く振るわず、元禄（1688～1704）以後聖堂が湯島に移ってからは、教科の範囲がますます縮小され単に経学専修科の如くなったと言われている<sup>43</sup>。歴史学は中国史学が教えられ、「通史」に分類されるような和書を教科書とする授業はされなかったことが推察され、これらの所蔵が藩校に比べて見られないのではないかと考えられる。

一方、「歴史」の分類の中でも、「雑史」は昌平坂学問所、各藩校ともに文庫の中でも多くの割合を占めている。しかし、「雑史」に分類される書物は、教科書としては認められていなかった。

### 3.3.2 文庫における「雑書」の扱い

昌平坂学問所において「雑史」等に分類される書物は、当初は閲覧が許されている書物ではなかった。

一、頭取世話役申合昼夜に不拘時々見廻り勤学之致方相改稗官小説等之雑書雑談等無之に心附起止簿等日々無怠慢実意出精之者姓名教授方へ可申立候<sup>44</sup>

これは、文化6年（1809）頃に出された、書物に関する詳しい規則が示された「頭取世話役勤方并心得書」の中の一文である。「稗官小説等之雑書」は、読んでいる者がいないように見回ることが取り決められた。「稗官小説」とは、物語や民間の伝承を記録したものである。ここには、民間の歴史書や作られた物語といったものも含まれる。「雑史」に含まれる多くが、民間で生まれた歴史書である。また、「文学」の分類の中の「国文」にもこのような書物が存在する。昌平坂学問所にも、このような書物が見られる。

表14 昌平坂学問所の「国文」の分類

国文分類	部数	%
古物語附擬古物語	14	14.1%
説話物語	14	14.1%
歴史物語	3	3.0%
軍記物語	16	16.2%
中世小説	7	7.1%
近世小説	16	16.2%
随筆	10	10.1%
日記・紀行	4	4.0%
文集	5	5.1%
消息	10	10.1%
合計	99	100.0%

表14は、昌平坂学問所の「文学」の中の「国文」をさらに細かく分類したものである。「国文」の総部数99部の内、「歴史小説」・「近世小説」が16部ずつとおよそ30%を占めている。これらの書物の取扱いは、時代を経るに従って多少の変化が見られる。

#### 書籍借覧規例

文政元寅年十月寄合世話心得酒井主殿より祭酒江左之通問合候に付被相廻都合宜様相考下札いたし遣候様被申越源太左衛門下札いたし遣す左之通

一、同席にて拝借之御本是迄幾部と申員数無御座候南御二階にては一人三部迄拝借仕候由承之候北御二階にても同様三部迄拝借仕候て宜敷御座候哉[下札]三部迄不苦候

一、拝借人退散之節姓名書付候て御本は御書籍掛之者江願置候て宜敷御座候哉又は御二階江差置候て宜敷御座候哉御二階に差置候事に御座候へは掛之者江断置候様可仕候哉[下札]御銘々名札御附被成稽古所当番之勤番江御預可被成候御二階江被差置候義御無用たるへく候

一、独見に無用と御座候得共雑書小説物拝借仕候上は独見に右之書名認候て宜敷御座候哉[下札]雑書小説御認御勝手次第たるへく候

右之趣御問合申候乍御六ヶ敷掛紙にて御答可被下候

酒井主殿扱<sup>45</sup>

これは、文政元年（1818）に書物の取扱いを祭酒である林大学頭に問い合わせたものである。3つ目の項目に、「雑書小説物」の貸借についての記述が見られる。「雑書小説類」は、「頭取世話役勤方并心得書」における「稗官小説等之雑書」と同義であると考えられる。「雑書小説類」は無用と思われるが、貸し出しに際しては、書名を書くということで良いかという問い合わせがされた。これに対して、「雑書小説類」の貸し出しについては好きにして良いという返答があった。これにより、文化6年（1809）の段階では、禁止されていた「雑史」や「歴史物語」、「近世小説」は、文政元年（1818）には、閲覧や貸し出しが許されていたことがわかる。その後、これらの書物に関する規定が見られるのは、慶応2年（1866）に出された「書生寮揭示」である。

書生寮揭示（慶応二年丙寅五月より書生寮一件帳抄）

#### 覚

一、四書は朱注周易は伝義書経は朱伝小学は本注相用可申右江引合せ候末疏類夫々拝借被仰付候事

一、三礼三伝は注疏を主とし礼記は陳注を見合可申其外見合候書籍拝借相成候事

一、皇朝歴史類取調度向は大国史大日本史等拝借被仰付候事

一、漢土歴史之義正史編年銘々見込有之取調度分拝借相成候事

一、右経史研究之義は本課に有之日々取調候分急度起止簿に相認試業之節御儒者江差出可申事

一、詩文稽古之義兼学と相心得唐宋以来之集其外清人之撰書にても取調度向は拝借相



成候事

- 一、皇朝御制度并漢土制度筋取調度向は政書類拝借被仰付候得共是又經史研磨之間  
等に拝見可致候事
- 一、伝奇小説類本朝仮名物語等銘々数奇好にて本課之余事自分限に一覽いたし候儀に  
候はば拝借可被仰付候得共右を經史修業同様日課之廉江相立候義は不相成候事
- 一、叢書等之内古来よりの雑談同様之儀相載候書類是又課読には不相立候事
- 一、留学中は右之廉々読書之大綱と相心得專一に修業可致若心得違之者有之相諭候て  
も一己之僻習に泥み不取用候者は退寮申渡候事
- 一、時事を諷議いたし候様の詩文猥に取綴候儀実践の学修業仕候者には決して有之間  
敷儀に有之若右体の詩文取綴候者有之候はば遂詮議候儀も可有之候間其旨兼て心  
得居可申事

(後略)

同年同月同日(六月廿四日) 学問所書生寮書生共学問試業之儀に付申上 林大学頭、  
坂井右近将監<sup>46</sup>

儒学の教科書の注釈の指定や、詩作や歴史に関する書物の指定などとともに、「伝奇小説類」や「本朝仮名物語」、「叢書等」のうち「雑談同様」のものに関する規定が見られる。「伝奇小説」とは、史実とは異なる歴史や血筋あるいは奇異な伝承・民話などを用いて作成された小説を指す。この「伝奇小説類」や「本朝仮名物語」等の書物は、勉学として読むものとしてはふさわしくないため、勉学のための書物として読むことを禁じた。しかし、その余暇として読むことは許され、文庫から借りることもできた。文庫からの貸し出しは、文政元年(1818)の時点で許されていたが、慶応2年(1866)には明文化して示されていたことがわかる。

名古屋藩明倫堂においては、書物の取扱いの規則に「雑書」についての記述が見られる。

典籍御預り之御書物拝借等儀向後左之通

- 一、学生并勤学之輩拝借之御書物若紛失之節は迷惑之趣申上巳后之儀御談にて相済来  
候儀に候処向後は右御書物紛失為致候輩は御糺済の上紛失丈の御書物写本に致し  
償可申候右之償不相済内は再御書物拝借不相成候事但右御書物紛失之儀は典籍よ  
り督学へ相達督学より其筋へ可申達事
- 一、講堂に掲置候通之読書次第之内本業の経伝十三書素読も不相済輩は外之雑書拝借  
不相成事
- 一、本業之経伝は勿論助業之内史漢迄も大概通覧不致内通俗物等之雑書猥に拝借不相  
成候事
- 一、策問并紀事等之文章認候節或は詩作等に見合せ申度御書物は日数二三日を限り拝  
借可致事

右之通急度可相守候以上(午七月)<sup>47</sup>

これは、文政5年(1822)頃に出されたものである。文化8年(1811)に塚田大峰が督

学となり、「読書次第」を制定した。これにより、学習の進み具合によって漢籍、一部の和書を本業・助業として読むことが定められ、講堂に掲げられた。ここに掲げられた書物の内、「経伝十三書」の素読が終わらない者は、「雑書」を借りることが禁止された。また、本業の経伝と助業の史漢までも終わらない者は、「通俗物等之雑書」を借りることが禁止された。藩校においても、「雑史」や「歴史物語」、「近世小説」は学問として推奨されるものではないものの、文庫に所蔵され貸し出しが行われていたことがわかる。

昌平坂学問所、各藩校に共通して、「雑史」や「歴史物語」、「近世小説」に分類される書物が数多く確認される。これらの書物は、勉学に使用される書物と同様に、所蔵され利用されていたことが窺われる。

- 1 小野則秋『日本文庫史研究』（臨川書店 1988）、下巻 117 ページ
- 2 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 i～ii ページ
- 3 毛利吉元（延宝5年（1677）～享保16年（1731））：宝永4年（1707）長門萩藩毛利家5代藩主。財政立て直しのほか、藩校明倫館の創立、「萩藩閥閥録」の編集により文教の興隆と士風刷新につとめた。
- 4 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 660～661 ページ
- 5 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 680～681 ページ
- 6 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第六巻 231 ページ
- 7 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第六巻 226 ページ
- 8 塚田大峰（延享2年（1745）～天保3年（1832））：江戸後期の儒学者。尾張藩の藩儒となり、のち明倫堂督学。寛政異学の禁に当たり、上書してその不可を論じた。
- 9 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第六巻 224 ページ
- 10 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 824 ページ
- 11 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 819～820 ページ
- 12 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第三巻 25 ページ
- 13 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 386 ページ
- 14 高遠町誌編纂委員会編『高遠町誌』（高遠町誌刊行会 1983）、上巻[2]  
高遠町制施行百周年記念事業のひとつとして、当時の高遠町長を中心に作成された。
- 15 高遠町誌編纂委員会編『高遠町誌』（高遠町誌刊行会 1983）、上巻[2] 844 ページ
- 16 高遠町誌編纂委員会編『高遠町誌』（高遠町誌刊行会 1983）、上巻[2] 777 ページ
- 17 津市教育会『津市文教史要』（津市教育会 1938）  
昭和13年（1938）に先賢の学徳事業を究明することを目的として、津市教育会によって刊行される。
- 18 津市教育会『津市文教史要』（津市教育会 1938）、160～161 ページ
- 19 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 786 ページ
- 20 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 793～794 ページ
- 21 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 9 ページ
- 22 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第四巻 11～12 ページ
- 23 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第四巻 178 ページ
- 24 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第四巻 169 ページ
- 25 青柳文蔵（宝暦11年（1761）～天保10年（1839））：仙台藩出身で、江戸に出て儒学を学ぶ。貿易でえた資金で書籍2万巻をあつめ、仙台藩に寄贈した。
- 26 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第二巻 251 ページ
- 27 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、上 8 ページ

- 
- 28 巖垣松苗著。文政 9 年（1826）刊。神代から天正 16 年（1588）後陽成天皇の聚楽第行幸に至るまでを、漢文による編年体で述べた歴史書。
- 29 源平両氏から徳川氏に至る歴史を、司馬遷の『史記』世家の体裁にならない漢文体で叙述した歴史書。頼山陽著。文政 9 年（1826）完成。
- 30 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）
- 31 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、上 151 ページ
- 32 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第四巻 164 ページ
- 33 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、上 10 ページ
- 34 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、下 2098 ページ
- 35 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、下 2099 ページ
- 36 池上英子『名誉と順応-サムライ精神の歴史社会学』（NTT 出版 2000）、78 ページ
- 37 池田真由美「『書物有物帳』に見る江戸近郊村名主層の動向」（『関東近世史研究』51 号 2002）、62 ページ
- 38 文部省編『日本教育史資料』（臨川書連 1970）、第二巻 611 ページ
- 39 江戸後期の歴史書。22 巻。頼山陽著。文政 10 年（1827）成立。天保 7～8 年（1836～37）ごろ刊行。源平二氏以降徳川氏までの武家の興亡を、漢文体で記したもの。
- 40 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 532 ページ
- 41 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 640 ページ
- 42 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第一巻 533 ページ
- 43 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）、上 7 ページ
- 44 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 178 ページ
- 45 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 502 ページ
- 46 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第七巻 212～213 ページ
- 47 文部省編『日本教育史資料』（臨川書店 1970）、第六巻 226 ページ

## 4 文庫の中の近世文学

### 4.1 文庫の中の軍書

本節では、文庫の中に存在する軍書が所蔵される背景を考察する。近世文学とは、近世期に作られた文学の総称である。文学史上の近世は、文学界の中心が京阪にある前期と、江戸に移動した後の後期に分けられる。またさらに、担い手や作風の変化により、各期はさらに二分される。近世文学の範囲としては、和歌やその論、俳諧・狂歌・川柳・狂詩等、漢詩文、小説、伝統文学の注釈、歌舞伎・浄瑠璃、実録を含む舌耕文学、紀行や随筆、自伝を含む圏外文学がある<sup>1</sup>。軍書とは、近世期に流通した書物の一ジャンルであり、軍語りあるいは歴史叙述の書物を指すとされている。軍書も近世文学であり、「軍記物語」や「雑史」がここに分類される。

#### 4.1.1 先行研究における軍書

先行研究において軍書は、従来、基本的に娯楽性を持つものであるが、歴史に対する啓蒙、歴史的知識に基づいての教訓や武士としての道徳とともに実用の方面にわたって兵法剣道を学ぶための資料、教科書として読まれたと考えられている<sup>2</sup>。近年の研究においても、倉員正江は、軍書を往来物等初学者向けテキストと並んで広く受容され、教育的効果を発揮していたものとしている<sup>3</sup>。また、井上泰至は、江戸期の軍記は、戦闘のシミュレーションを行う、戦史のテキストの側面があったと述べる<sup>4</sup>。

一方で、軍書は歴史書として読まれた一面があるものの、記述の点では、伝説的なものを含んだ、かなり怪しいものであると言われている<sup>5</sup>。しかし、その物語性から、近世の貸本屋では庶民層に最も人気があったジャンルであり、読書の建前として、経世、教訓、義理を体得することを目的とはしていたが、それ以外に娯楽読み物として好んで読まれたと言われている<sup>6</sup>。また、池田真由美は、実録・戦記・雑史ともに娯楽として位置付けている<sup>7</sup>。これに対し、若尾政希は、軍書に娯楽的な側面があったことは否定できないが、軍書を読む事により、学び取ろうとしたもの、そうした近世人の思想的営為を切り捨ててしまうことになるのではないかと述べている。軍書は、もともとは民衆に向けて書かれたものではなく、領主層が仁政を学び政治思想を形成することを目的として読んでいたとしている<sup>8</sup>。つまり、支配者層において軍書は娯楽のための書物ではなく、学習を目的として読まれていたと述べている。

#### 4.1.2 所蔵された軍書

昌平坂学問所および各藩校では、松山藩有終館以外の文庫で、「雑史」、「軍記物語」に分類される、軍書が確認された。14の文庫で計948作品が見られた。その内、2つ以上の文庫で共通して見られる作品は、表15に示す145作品である。

表 1 5 軍書一覽

所蔵	分類	書名
山口、名古屋、彦根	奈良～平安	前々太平記
昌平坂、大聖寺、名古屋	奈良～平安	陸奥話記
昌平坂、名古屋	奈良～平安	将門記
山口、津、名古屋、彦根、福井	奈良～平安	前太平記
山口、仙台、名古屋	奈良～平安	平治物語
山口、名古屋、米沢	奈良～平安	保元物語
名古屋、彦根	奈良～平安	絵本保元平治
昌平坂、大野、津、和歌山、彦根	鎌倉～室町	鎌倉実記
昌平坂、山口、彦根	鎌倉～室町	元寇紀略
山口、福井、彦根	鎌倉～室町	扶桑見聞私記
昌平坂、大聖寺	鎌倉～室町	六代勝事記
名古屋、福井	鎌倉～室町	蒙賊記
彦根、福井、仙台、和歌山、大聖寺、福井、米沢	鎌倉～室町	北條九代記
大聖寺、福井、和歌山	鎌倉～室町	源氏一統志
津、彦根、福井	鎌倉～室町	残太平記
昌平坂、名古屋、山口、仙台、津、彦根、福井、米沢、和歌山	鎌倉～室町	平家物語
昌平坂、名古屋、山口、大野、津、彦根、米沢	鎌倉～室町	源平盛衰記
昌平坂、仙台、彦根、福井、和歌山、名古屋、大聖寺	鎌倉～室町	曾我物語
昌平坂、和歌山	鎌倉～室町	平家物語評判秘伝抄
名古屋、大野、大聖寺	鎌倉～室町	義経記
名古屋、福井	鎌倉～室町	浪合記
昌平坂、彦根、福井、米沢、名古屋	鎌倉～室町	太平記
昌平坂、和歌山、大聖寺、福井	鎌倉～室町	難太平記
彦根、福井、米沢	鎌倉～室町	太平記評判
山口、津	鎌倉～室町	参考太平記
昌平坂、大聖寺	鎌倉～室町	細川勝元記
大聖寺、津	鎌倉～室町	室町殿日記
名古屋、米沢、和歌山、大聖寺、彦根	鎌倉～室町	明德記
大聖寺、彦根、米沢、和歌山	鎌倉～室町	応仁記
大聖寺、津、福井、彦根	鎌倉～室町	続太平記
山口、名古屋、彦根、福井	鎌倉～室町	後太平記
昌平坂、福井	織田氏	明智物語
昌平坂、大聖寺	織田氏	新撰信長記
大聖寺、名古屋	織田氏	信長記
大聖寺、名古屋	織田氏	安土記
昌平坂、彦根	豊臣氏	御和談記
昌平坂、福井	豊臣氏	川角太閤記
昌平坂、彦根	豊臣氏	小牧戦話
昌平坂、大聖寺	豊臣氏	天正記
昌平坂、大聖寺	豊臣氏	魔釈記
大聖寺、福井	豊臣氏	志津ヶ岳記
昌平坂、大聖寺、福井、和歌山	文録・慶長役	朝鮮物語
昌平坂、福井、米沢	文録・慶長役	清正記
大聖寺、津	文録・慶長役	続撰清正記
高遠、津	文録・慶長役	朝鮮征討始末記
仙台、彦根、福井	文録・慶長役	朝鮮太平記
昌平坂、彦根、福井、米沢、山口、大聖寺、大野、名古屋、和歌山	徳川創業史	三河後風土記
昌平坂、山口、大野、津、名古屋、彦根、和歌山	徳川創業史	逸史
昌平坂、名古屋、福井、和歌山、山口、大聖寺	徳川創業史	三河記
昌平坂、津、名古屋、彦根	徳川創業史	東遷基業
昌平坂、名古屋、福井、大聖寺	徳川創業史	三河物語
昌平坂、大野、名古屋	徳川創業史	国朝大業広記
昌平坂、名古屋、彦根	徳川創業史	武徳安民記
昌平坂、名古屋、彦根	徳川創業史	村越伝記実録
昌平坂、名古屋	徳川創業史	旧考余録
昌平坂、名古屋	徳川創業史	事跡台考
昌平坂、名古屋	徳川創業史	中興源記
昌平坂、名古屋	徳川創業史	東武談叢
昌平坂、名古屋	徳川創業史	東遷成基
昌平坂、名古屋	徳川創業史	武徳編年集成
昌平坂、山口	徳川創業史	烈祖成績
大聖寺、大野、名古屋、彦根	徳川創業史	武徳大成記
和歌山、彦根	徳川創業史	四戦紀聞
昌平坂、仙台、大聖寺、津、福井	関ヶ原役	東国太平記
昌平坂、大聖寺、福井、彦根	関ヶ原役	関原軍記
昌平坂、大野、名古屋	関ヶ原役	関ヶ原軍記大全
昌平坂、米沢、彦根	関ヶ原役	関原軍記大成
昌平坂、名古屋	関ヶ原役	慶長見聞書
昌平坂、福井	関ヶ原役	関ヶ原記
昌平坂、大聖寺	関ヶ原役	関ヶ原日記
昌平坂、大聖寺	関ヶ原役	関ヶ原物語
昌平坂、大聖寺	関ヶ原役	関原始末記

昌平坂、名古屋	関ヶ原役	濃州關原合戦聞書
昌平坂、大聖寺	関ヶ原役	濃州關原軍記
津、彦根、福井、米沢、和歌山	関ヶ原役	慶長軍記
大聖寺、名古屋	関ヶ原役	慶長記
名古屋、和歌山	関ヶ原役	関ヶ原記大全
昌平坂、山口、名古屋、彦根、和歌山	大坂陣	玉露叢
昌平坂、山口、名古屋、大聖寺	大坂陣	駿府政事録
昌平坂、大聖寺、彦根、福井	大坂陣	難波軍記
昌平坂、大聖寺、福井	大坂陣	大坂軍記
昌平坂、名古屋	大坂陣	大坂夏御陣覚
昌平坂、名古屋	大坂陣	御撰大坂記
昌平坂、大聖寺	大坂陣	難波記
昌平坂、名古屋	大坂陣	東武実録
昌平坂、大聖寺	大坂陣	秀頼事記
昌平坂、名古屋	大坂陣	文露叢
大聖寺、福井	大坂陣	大坂物語
名古屋、福井	大坂陣	談海
名古屋、彦根	大坂陣	元和先鋒録
米沢、福井	大坂陣	玉滴隠見
彦根、和歌山、名古屋、黒羽	大坂陣	三王外記
彦根、名古屋、黒羽	大坂陣	続三王外記
昌平坂、大聖寺、米沢	地方	小田原記
昌平坂、山口、津	地方	陰徳太平記
昌平坂、名古屋、黒羽	地方	鎌倉太草紙
昌平坂、大聖寺、和歌山	地方	甲乱記
昌平坂、大聖寺、福井	地方	勢州軍記
昌平坂、秋月、和歌山	地方	北越軍記
昌平坂、大聖寺	地方	浅井物語
昌平坂、大聖寺	地方	賀越闘諍記
昌平坂、名古屋	地方	兼山記
昌平坂、名古屋	地方	北条盛衰記
大聖寺、彦根、福井	地方	浅井三代軍記
大聖寺、福井	地方	三好軍記
山口、福井、和歌山、彦根	地方	武田三代軍記
津、彦根、福井、米沢	地方	北條五代記
大聖寺、彦根、福井	地方	越後軍記
大聖寺、名古屋、彦根	地方	春日山日記
大聖寺、福井	地方	朝倉記
大聖寺、米沢	地方	朝倉始末記
大聖寺、和歌山	地方	永享記
大聖寺、福井	地方	越後記
大聖寺、福井	地方	土佐軍記
彦根、秋月	地方	南海治乱記
山口、大聖寺、津、彦根、福井	地方	西国太平記
大聖寺、福井	地方	浅井軍記
彦根、福井	地方	中国太平記
大聖寺、彦根、福井	地方	佐々木軍記
大聖寺、福井	地方	北陸七国志
大聖寺、彦根、山口、大野	変災・事件	慶安太平記
昌平坂、名古屋	変災・事件	赤城義臣伝
昌平坂、山口	変災・事件	赤穂四十七士伝
昌平坂、名古屋	変災・事件	田宮物語
大聖寺、福井	変災・事件	誠忠武鑑
大聖寺、福井	変災・事件	油井根元記
大聖寺、福井	変災・事件	日光御鄕枕
昌平坂、高遠、名古屋、和歌山、仙台、福井、米沢、彦根	人物	武将感状記
昌平坂、山口、大聖寺、名古屋、彦根	人物	常山紀談
昌平坂、大聖寺、名古屋、福井、彦根	人物	武家閑談
昌平坂、名古屋、彦根	人物	雨夜のともし火
昌平坂、山口、大聖寺	人物	常山紀談拾遺
昌平坂、大野、彦根	人物	武隠叢話
昌平坂、大聖寺	人物	古老物語
昌平坂、名古屋	人物	続武家閑談
昌平坂、福井	人物	中興武家盛衰記
昌平坂、大聖寺	人物	武辺咄聞書
昌平坂、大聖寺	人物	本朝武家高名記
昌平坂、名古屋	人物	明良洪範
大聖寺、津、名古屋、彦根、福井、和歌山	人物	古今武家盛衰記
名古屋、彦根	人物	武林隠見録
大聖寺、大野、名古屋、彦根	人物	武野燭談
名古屋、彦根	人物	鶴の毛衣
津、彦根	人物	本朝武家評林
山口、名古屋	人物	智囊

「分類」の項目は、145 作品を『内閣文庫国書分類目録』を参考に、さらに分類したものである。「雑史」、「軍記物語」の区別をつけずに作品の主題となっている物事の時代や人物、事件等から分類した。「奈良～平安」、「鎌倉～室町」の項目では、その時代が舞台となっている作品を分類した。「織田氏」、「豊臣氏」、「徳川創業史」には、それぞれ織田氏、豊臣氏、徳川氏に関係する書物を分類した。「文録・慶長役」、「関ヶ原役」、「大坂陣」には、それぞれの戦乱に関する書物を分類した。「地方」には、戦国期以降、各地で起きた戦乱を題材とした書物を分類した。「変災・事件」には、近世期以降に起きた事件を題材とした書物を分類した。「人物」には、理想となる武士像等が記載されている書物を分類した。中でも多くの書物が見られるのは、「地方」と「鎌倉～室町」に分類される書物である。「鎌倉～室町」に分類される書物の一つである『太平記』について若尾政希は、支配者層にとっての統治マニュアルであり、「仁政イデオロギー」の形成に大きな影響を与えたとしている<sup>9</sup>。過去の戦乱に触れることにより、政治を学んでいたことが窺われる。「地方」の分類においては、27 作品中 22 作品が大聖寺藩時習館で確認される。この大聖寺藩時習館で確認される書物の内、『賀越闘諍記』、『越後軍記』、『春日山日記』、『朝倉記』、『朝倉始末記』、『越後記』、『北陸七国志』は北陸を題材とした作品である。また、『勢州軍記』、『浅井物語』、『浅井三代軍記』、『三好軍記』、『佐々木軍記』は、近畿を題材としている。大聖寺藩は、現在の石川県にある藩であった。近隣の北陸や近畿地方の作品を収集する傾向にあったことが窺われる。現在の福井県に藩庁を置いた福井藩においても、同様の傾向が見られる。大聖寺藩時習館で確認される 22 作品の内、11 作品が、福井藩明道館においても確認される。その内、9 作品が北陸および近畿地方に関する作品である。藩の置かれた近隣の地域に関する作品が、意識的に収集されていたことが考えられる。

#### 4.1.3 各機関における軍書の利用

「雑史」、「軍記物語」に分類される作品の中で、2 藩以上の藩校で確認できる 145 作品の内、半数の 7 つ以上の文庫で確認できた作品は、『三河後風土記』<sup>10</sup>、『武将感状記』<sup>11</sup>、『逸史』<sup>12</sup>、『北條九代記』<sup>13</sup>、『平家物語』<sup>14</sup>、『源平盛衰記』<sup>15</sup>、『曾我物語』<sup>16</sup>の 7 つである。その内、『平家物語』、『源平盛衰記』、『曾我物語』は、鎌倉期に成立した軍記物語である。軍記物語の特徴として、『日本古典文学大辞典』<sup>17</sup>の「軍記」項目には、①主材は合戦を内在的な与件とする社会的事件と、事件を担う人物集団であり、②伝承に媒介されて具象化されることが多く、表現も、一般に個性的であるよりは、衆の構想力に支えられて実現する傾向があり、多様な異本群を擁し、それぞれ文学としての独自性を主張する場合が多い、③原則として、年代記の様式によって整序され、歴史的イベントにおいて展開される、④説話的構想力とともに、伝統的な物語的構想に拠る傾向がある、⑤一般的に口誦的性格があり、語りや読みに媒介されて形成・流布している、⑥構想は仏教・儒教等の外来思想に支えられることが多く、文体的にも和漢混淆文が優越する、⑦叙事詩的性格が挙げられる<sup>18</sup>。軍記物語とは、歴史的な事実をもとに、仏教や儒教の思想を取り入れて成立された物語である。

軍記物語と説話は、深い関わりを持っているとされる。小峯和明によれば、「中世に成立した軍記物語は、中国古典や漢訳仏典に始まり、日本古典の日本紀・古今集・和漢朗詠集・源氏物語・伊勢物語など、古典類の注釈を媒介にする説話が主軸に据えられるようになった」<sup>19</sup>とされている。軍記物語は、史実を題材として、思想を説くものであった。

井上泰至は、慶長期以降の軍学の特徴として、平時における武士はいかにあるべきかを説く傾向が強くなることを挙げている。軍学は、戦乱の時期には、戦闘・戦略の技術・方策をもたらすものであったが、平時を迎え、武士が統治者としての役割を要求されるようになってくると、必然的に教訓・治世を説くものへと変質すると述べている<sup>20</sup>。『三河後風土記』、『逸史』、『武将感状記』、『北条九代記』は、いずれも慶長期以降の作品であり、平時の武士への教訓書であったと考えられる。また、『三河後風土記』、『逸史』は、戦国期から徳川創業期にかけてを題材として取り上げており、徳川家の治世が道徳として世に広められていたことが窺われる。

松山藩有終館において、嘉永4年(1851)頃に師範の者に宛てて出された「藩主親筆」には以下のように述べられている。

一、学問所ハ人倫ヲ明カニシ風俗ヲ正シク人材ヲ生育スルノ場所ニ候、人材多ク相成候得バ其役々備ハリ候、則其処国家安泰ノ基ニテ候、兎角子供ヨリ弱キ内善キ習ハシ成候様ニ導キ候ガ第一ニテ候、幼ヨリ素読致シ礼讓進退ニモ能ク習ヒ追々経史諸史軍法書ニ至ル迄広く講究致シ、躬行ノ処ヨリシテ和漢治乱盛衰ノ際飽迄通達シ、事実ニ我物トスル様深ク心ヲ潜メ研究致シ国家ノ用ニ立候様教導肝要ニ候、詩文等モ心掛ケ候事則一助ニ候、我邦ノ人ハ詩文ニ疎クシテ文辞ノ本義モ解シ兼狭陋偏固ノ弊モ有之候、然リトモ雖モ文人詩人ノ風流ニナラヒ武士ノ質実素朴ノ風ヲ失ヒ申間ジク、我程ヲ心得武士タルヲ体シ義氣ヲ盛ンニシ氣丈ニ手堅ク可有之候<sup>21</sup>

幼いころより、素読を行い追々「経史諸史軍法書」に至るまで広く学習し、「和漢治乱盛衰」のことを徹底的に学習し体得することによって、藩の役に立てるように教えることが大切であるとされている。「和漢治乱盛衰」を知ることにより、藩政に役立てていたことが窺われる。萩藩明倫館の「学規」にも同様に、以下のような記述が見られる。

#### 一、経学

四書五経ヲ主トシ閩洛諸賢ノ書ニ通シ義理綿密ニ研究シ実学徳行ヲ以テ本トスヘキ事

#### 一、歴史

春秋及通鑑綱目、邪正褒貶之意ヲ主トシ、和漢、古今之歴史ヲ読ミ治乱得失人物之蔵否ヲ孝明スヘキ事

但経学ヲ以テ本トスベシ<sup>22</sup>

「学規」の項目として歴史が挙げられており、教学の一つとして教えられていた。ここでは、歴史書から物事の正邪を判断することを主としており、「和漢、古今之歴史」を読みそこに書かれていることを孝明すべきことが述べられている。ただし歴史が教学の一つと



して挙げられるも、やはり漢学である「経学」が学問の中心であるとされている。歴史学の学習の目的として、歴史上の「治乱」の成功や失敗や、人物の正否を研究することとされている。大聖寺藩時習館の兵学舎の教科用書には次のようにある。

兵学舎 操練書、軍事小典、築城典型、砲術新編、博物新編、輿地誌略、国史略、日本外史、十八史略、此他砲術書兵書等ハ洋書ヲ以テ講義シ用書未定<sup>23</sup>

大聖寺藩時習館の兵学舎は、明治維新に際し、洋式調練を行うことを目的に新設された。兵学を学ぶ教科書として、操練や築城、砲術などの教科書とともに、日本の歴史を学ぶための教科書であった『国史略』や『日本外史』が挙げられていることがわかる。歴史を学ぶことは、戦術を学ぶことでもあった。

以上のように、鎌倉期以降、近世期にかけての戦乱から、その教訓を学んでいた。昌平坂学問所における「雑史」は、林鷺峯が『本朝通鑑』を編修する際に、鎌倉期以降の武士の動向を探るための書物として収集された。各藩校においても、武士の行動を知るためのものとして「雑史」等に分類される軍書が利用されたのではないかと考えられる。しかし、軍書は、歴史学の教科書には成り得なかった。

読北條九代記

鎌倉北條九代記不知誰人所纂。最初之段專倣職原抄。一條頼朝時政至宗尊時宗初則拋東鑑記百之一而附会元亨釈書。惟康時宗至守邦高時拋増鑑保暦間記而我家將軍譜王代一覽亦採拾之跡自見。焉往往有似倭語者有倡仏法者有述先例者有記妄怪者有説勇猛者。乃是為悦兒女之耳乎。就中承久乱後誤後堀川帝為後嵯峨帝漏泰時再定帝統之大舉。其余可載者不載之可略者不略之猶有焉。熟国史者雖披覽不足為益也。疎国史者見之亦賢已乎。丙辰孟秋殘暑納涼之夕使侍史讀之而作跋。<sup>24</sup>

これは、『北條九代記』に林鷺峯が書いた跋文である。『北條九代記』は、載せるべき歴史的事実を載せず、略すべきことを略していない。国史をよく知っている者は、読んだとしても益にならないと述べている。創作としての部分が多く、読者の興味をつなぐため小説的な逸話に力点が置かれていた<sup>25</sup>。上記の跋文が、『本朝通鑑』を編修者であり、儒学の教育者であった林鷺峯が記したものであり、また昌平坂学問所や藩校において、これらの書物を勉学のためのものとして扱うことが禁止されていたことから、軍書は史実を教えるものとして機能するものではなかったことがわかる。しかし、その道徳的な価値は認められており、過去の戦乱から教訓や治世を知ることのできるものとして、所蔵され利用されたのではないかと考えられる。

## 4.2 文庫の中の近世小説

本節では、文庫に所蔵される近世小説にはどのようなものが存在するのかについて分析する。

#### 4.2.1 所蔵された近世小説

近世文学内に定義される小説は、近世小説と呼ばれる。近世小説には、明確な定義は存在しない。中村幸彦によれば、近世小説は、散文文学ないしは小説的な形態を持つものとしている。その他の先行研究においても、近世小説とは、草双紙、仮名草子、浮世草子、読本、談義本、洒落本、黄表紙などのジャンルの総称として使用されている。これらは、近世前期には、仮名草子、浮世草子と称する諸形態が、年代的に相次いで出現し、後期に入れば、初期読本、初期滑稽本、洒落本が発生、展開した。その後、それぞれ、後期読本、後期滑稽本、人情本へと受け継がれていくとされている<sup>26</sup>。

本論文で、分析対象とした15の文庫のうち、昌平坂学問所、名古屋藩明倫堂、萩藩明倫堂、彦根藩弘道館、秋月藩稽古堂、大聖寺藩時習館、津藩有造館、福井藩明道館、和歌山藩学習館、米沢藩興讓館の10の文庫で111作品の近世小説が見られた。表16は、これらの文庫で見られた近世小説とその所蔵文庫を示している。

表16 近世小説一覽

所蔵	分類	書名	巻冊	著者	成立年
昌平坂、津	仮名草子	新著聞集	18巻	一雪著、神谷養勇軒編	寛延2年刊
福井、昌平坂	仮名草子	女郎花物語	3巻3冊	北村季吟	万治4年刊
大聖寺、福井	仮名草子	伊曾保物語	3巻		
昌平坂	仮名草子	清水物語	2巻2冊	朝山意林庵	寛永15年刊
昌平坂	仮名草子	尤之双紙	2巻2冊	斎藤徳元	寛永9年刊
福井	仮名草子	祇園物語	2巻2冊	清水執行	寛永年間
福井	仮名草子	理非鑑	3巻3冊	漂泊野人	寛文4年刊
福井	仮名草子	海上物語	2巻2冊	恵中	寛文6年刊
福井	仮名草子	御伽婢子	13巻13冊	瓢水子松雲	寛文6年刊
大聖寺	仮名草子	糺物語	2冊	日心	承応3年刊
福井	仮名草子	古今百物語評判	5巻5冊	而愠斎	貞享3年刊
福井	仮名草子	奇異雑談集	6巻6冊	中村果	貞享4年刊
昌平坂	仮名草子	さんげ物語	3巻3冊		天和2年刊
大聖寺	仮名草子	可笑記評判	10巻10冊	浅井了意	万治3年刊
福井	仮名草子	見ぬ世の友	5巻5冊	辻原元甫作	明暦4年刊
福井	仮名草子	堪忍記	8巻	浅井了意	明暦元年
昌平坂	仮名草子	二人比丘尼	2巻2冊	鈴木正三	
福井	仮名草子	怪談全書	5巻5冊	林羅山	
福井	仮名草子	順礼物語	3巻3冊	三五庵木算	
福井	仮名草子	島原記	3巻3冊		
名古屋	仮名草子	業陰比事物語	5巻5冊		
昌平坂	仮名草子	うすゆき物語	2巻2冊		
昌平坂	仮名草子	安倍晴明記	5冊		
福井、彦根	浮世草子	六道土会録	5巻5冊	伏斎禮山	享保14年刊
昌平坂、大聖寺	浮世草子	本朝桜陰比事	5巻5冊	井原西鶴	元禄2年刊
名古屋	浮世草子	新古事談	5巻5冊	井沢長秀	元文2年刊
名古屋	浮世草子	続新古事談	5巻5冊	井沢長秀	元文2年刊
福井	浮世草子	小夜嵐	10巻10冊	井原西鶴	元禄11年刊
福井	浮世草子	拾遺御伽婢子	5巻7冊	柳栄堂	元禄16年序、元禄17年刊
福井	浮世草子	北條時頼記	10巻10冊	岡本為竹	元禄4年刊
福井	浮世草子	諸国新百物語	5巻5冊	未達	元禄5年刊
福井	浮世草子	西鶴置土産	5巻5冊	井原西鶴作 北条団水編	元禄6年刊
昌平坂	浮世草子	ゑほうのかみ草	1冊		元禄6年刊
大聖寺	浮世草子	新御伽婢子	6巻6冊	未達	天和3年刊
昌平坂	浮世草子	業大門屋敷	5巻5冊	錦文流	宝永2年刊
福井	浮世草子	御伽百物語	6巻6冊	白梅園鷺水	宝永3年刊
福井	浮世草子	本朝諸士百家記	10巻10冊	錦文流	宝永6年刊
大聖寺	浮世草子	日本桃陰比事	7巻7冊		宝永6年刊
福井	浮世草子	大和怪異記	7巻7冊		宝永6年刊
福井	浮世草子	当世誰が身の上	6巻6冊	涼花堂峯麿	宝永7年刊
昌平坂	浮世草子	諸道聴耳世間猿	5巻5冊	上田秋成	明和3年刊
大聖寺	浮世草子	文武酒色財	5巻5冊	茨坊奥路	明和9年刊
福井	浮世草子	虫合戦物語	1冊	安勝子	
名古屋	合巻	時代加々見	48編192巻	為永春水、柳水亭種清作	安政2年～慶応2年
名古屋	合巻	白縫譚	90編	柳下亭種員作	嘉永2年～明治初期
名古屋	合巻	侠客伝外模略説	14編	楽亭西馬作	嘉永3年～安政4年刊
名古屋	合巻	弓張月春迺宵栄	25編100巻	楽亭西馬、仮名垣魯文作	嘉永4年～慶応3年序
名古屋	合巻	仮名反古 一休草紙	16編	柳下亭種員、柳煙亭種久作	嘉永5年～慶応2年
名古屋	合巻	釈迦八相優文庫	58編232巻	万亭応賀作	弘化2年～明治4年
福井	合巻	稚源氏東初旅	5編20巻	笠亭仙果作	弘化4年～嘉永5年
名古屋	合巻	女郎花五色石台	10編	曲亭馬琴、柳下亭種員、柳水亭種清作	弘化4年～文久2年
名古屋	合巻	其由縁鄙俚	23編92巻	一筆庵可候、柳下亭種員、笠亭仙果、柳亭種秀、柳亭種彦二世作	弘化4年～文久2年
名古屋	合巻	児雷也豪傑譚	43編172巻	美図垣笑顔、一筆庵英泉、柳下亭種員、柳水亭種清作	天保10年～慶応4年
大聖寺、名古屋	合巻	新編金瓶梅	10集80巻	曲亭馬琴作	天保2年～弘化4年
名古屋	合巻	金草鞋	25編6巻	十返舎一九作	文化10年～天保5年
名古屋	合巻	修紫田舎源氏	40編160巻	柳亭種彦作	文政12年～天保13年刊

福井	滑稽本	田舎莊子	正編4冊・外編6冊・付録3冊	伏斎橋山	享保12年刊
名古屋	滑稽本	道中膝栗毛	8編17冊、続編12編26冊	十返舎一九作	享和2年～文政5年刊
大聖寺	滑稽本	妙々奇談辨正	2巻2冊	蒼庵言孫子	文政12年序
大聖寺	滑稽本	妙々奇談辨々正	2冊	五賢通、無曇鏡	
大聖寺	滑稽本	妙々奇談	2巻後編2巻4冊	周滑平	
福井	絵本	異形仙人づくし	3巻	菱川師宣画	元禄2年刊
福井	絵本	古今武士道絵つくし	1巻	菱川師宣画	貞享元年刊
福井	黄表紙	弦月雲井齋	2巻	南仙笑楚満人	寛政7年刊
福井	洒落本	風俗通	1冊	松風亭如琴作	寛政12年序
秋月	人情本	三美人			
昌平坂	咄本	醒睡笑	8巻3冊	安楽庵策伝	元和9年序
福井、和歌山、彦根	通俗物	通俗皇明英烈伝	20巻20冊	岡島冠山	宝永2年刊
福井、和歌山、名古屋	通俗物	通俗南北朝梁武帝軍談	15冊	長崎一鶴	宝永2年刊
彦根、和歌山	通俗物	通俗西漢紀事	20巻20冊	称好軒傲庵	元禄12年序
福井、彦根	通俗物	通俗唐太宗軍鑑	20巻20冊	夢梅軒章峯	元禄9年刊
福井、彦根	通俗物	通俗列国志十二朝軍談	14巻14冊	李下散人	正徳2年刊
彦根、名古屋	通俗物	通俗唐玄宗軍談	20巻20冊	中村昂然作、林九成校	宝永2年刊
福井、彦根	通俗物	通俗続三国志	37巻総目譜系1巻38冊	中村昂然作	宝永元年刊
彦根	通俗物	通俗宋史太祖軍談	20巻20冊	松下瑞亨	享保4年序
彦根	通俗物	通俗两国誌	26巻	入江兼通	享保6年刊
彦根	通俗物	通俗台湾軍談	5巻5冊	上坂兼勝	享保8年刊
彦根	通俗物	通俗呉越軍談	18巻18冊	清地以立	元禄16年刊
彦根	通俗物	通俗三国志	50巻首1巻51冊	湖南文山	元禄2年序
彦根	通俗物	通俗漢楚軍談	15巻20冊	夢梅軒章峯、称好軒傲庵	元禄3年序、元禄7年跋
彦根	通俗物	通俗続後三国志	前編32巻33冊後編25巻25冊	尾田玄古	正徳2年～享保3年刊
福井、彦根	通俗物	明清軍談通俗国性爺忠義伝	19巻20冊	鶴飼信之	寛文元序
彦根	通俗物	通俗列国志	24巻譜系1巻20冊	清地以立	宝永2年刊
彦根	通俗物	通俗北魏南梁軍談	23巻23冊	長崎一鶴	宝永2年刊
彦根	通俗物	通俗戦国策	18巻18冊	毛利貞斎	宝永元年刊
米沢	通俗物	通俗忠義水滸伝	47巻拾遺10巻80冊	岡島冠山、丟曳道人	宝暦7年～寛政2年刊
昌平坂、名古屋	読本	大日本国開闢由来記	6巻首1巻付記1巻7冊	一夢道人指漏漁者	安政3年刊
福井、名古屋	読本	太平記図会	3編15巻首1巻18冊	堀経信作	天保7年～文久元年刊
名古屋	読本	絵本豊臣勲功記	9編90冊	八功舎徳水作	安政4年～明治17年刊
秋月	読本	三都妖婦伝	4編4冊	笠亭仙果作	嘉永5年～安政5年刊
秋月	読本	中将姫一代記	5巻5冊		寛政13年刊
福井	読本	源平盛衰記図会	6巻6冊	秋里籬島作	寛政6年刊
福井	読本	小野小町一代記	6巻6冊	來撞散人撰	享和2年刊
福井	読本	絵本曾我物語	10巻10冊	一味居士作	享和3年刊
名古屋	読本	絵本楠公記	3編30冊	山田得翁斎作	享和元年～文化6年刊
福井	読本	保元平治闘図会	10巻10冊	秋里籬島作	享和元年刊
秋月	読本	白猿物語	1冊	荷田在満	元文4年成立、文政3年序
昌平坂	読本	源氏一統志	10冊	松亭金水作	天保10年刊
昌平坂	読本	鎌倉年代記	5巻5冊	高井蘭山作	天保15年刊
名古屋	読本	南総里見八犬伝	9輯98巻106冊	曲亭馬琴作	文化11年～天保13年刊
秋月	読本	桜姫全伝曙草紙	5巻5冊	山東京伝作	文化2年序
大聖寺	読本	四季物語	5巻5冊	振鷺亭作	文化3年刊
大聖寺	読本	椿説弓張月	前編6巻6冊後編6巻6冊続編6巻6冊拾遺5巻5冊残編5巻6冊	曲亭馬琴作	文化4年～文化8年刊
大聖寺	読本	昔語質屋庫	5巻5冊	曲亭馬琴作	文化7年刊
名古屋	読本	平家物語図会	前編6巻後編6巻12冊	高井蘭山作	文政12年～嘉永2年刊
名古屋	読本	木曾義仲 鼎臣録	20冊	瀬川如阜等作	文政6年刊
和歌山	読本	北遊記	4巻4冊	勢州山人	宝暦6年序
萩	読本	清明軍談	5巻5冊	青衛主人	
萩	読本	韃靼勝敗記	5巻5冊		
福井、和歌山		鎌倉比事	6巻6冊	月尋堂	宝永5年刊
秋月		にせ物語	1冊	五日庵	

111 作品の内、すべての文庫に共通して所蔵されている書物は見られなかった。一つの作品に対する所蔵文庫の重複は、3 文庫が最大である。3 つの文庫で共通して所蔵されていた書物としては、『通俗皇明英烈伝』<sup>27</sup>と『通俗南北朝梁武帝軍談』<sup>28</sup>が挙げられる。これは 2 作品とも、彦根藩弘道館、福井藩明道館、和歌山藩学習館の所蔵である。2 つの文庫で共通して所蔵されていた書物としては、『六道士会録』<sup>29</sup>、『本朝桜陰比事』<sup>30</sup>、『新著聞集』<sup>31</sup>、『女郎花物語』<sup>32</sup>、『伊曾保物語』<sup>33</sup>、『大日本国開闢由来記』<sup>34</sup>、『太平記図会』<sup>35</sup>、『新編金瓶梅』<sup>36</sup>、『通俗両漢紀事』<sup>37</sup>、『通俗唐太宗軍鑑』<sup>38</sup>、『通俗列国志十二朝軍談』<sup>39</sup>、『通俗唐玄宗軍談』<sup>40</sup>、『通俗続三国志』<sup>41</sup>、『鎌倉比事』<sup>42</sup>の 14 作品が挙げられる。ここで着目すべき点としては、複数の文庫で共通して所蔵されている 16 作品の内、7 作品が「通俗」の文字を冠する作品であるという点である。

#### 4.2.2 通俗物・読本

通俗物とは、中国の白話小説の全文を仮名交じりに訳出したものである。元禄 5 年(1692)に『通俗三国志』が刊行された後、幕末まで多くの作品が出版される。ただし、「通俗」と冠するものにも、中国史書のダイジェストに止まるものもある。2 つ以上の文庫で共通して所蔵されている作品が確認される文庫は、名古屋藩明倫堂、彦根藩弘道館、福井藩明道館、和歌山藩学習館の 4 文庫である。

彦根藩弘道館の教則には、以下のような記述がある。

三之寮生ハ春秋左氏伝国語史記漢書ヲ教科書トス而シテ其席ハ五之席ニ起リテ一之席ニ至五等トス三之席以下ノ生徒ハ自カラ字書ニ就テ句読ヲ学ハシメ寮師就テ之ヲ聴クニ之席以上ハ文義ヲ解セシメ寮師ニ就テ疑難ヲ正サシム此寮ニ於テハ記録生ヲモ教授セシム記録生ハ生質魯鈍ニシテ書籍ヲ解スルコト能ハサル者ヲシテ仮字文ノ軍記記録ヲ読マシムルノ略称ナリ<sup>43</sup>

「三之寮生」は、「春秋左氏伝国語史記」といった漢書を教科書として学んでおり、これらを理解できない「記録生」には、「仮字文ノ軍記雑録」を読ませている。この「記録生」に与えられた「仮字文ノ軍記雑録」が通俗物にあたるのではないかと考えられる。福井藩明道館においては、学習内容の記載とともに、「通俗」の文字が見られる。

○右八歳ヨリ十五六歳マテニ学ハシメ余力ヲ空フセサルタメニハ通俗国字書ヲモ読シメ日々ニ聡明知識ヲ弘メシムヘシ<sup>44</sup>

これは、明治 2 年(1869)に設置された外塾の規定の一文である。福井藩では、明治 2(1869)年に 8 歳以上の藩士の子弟は、外塾に入学し、学習することが定められた。ここでは、『四書』や『五経』といった経学や、和漢の歴史の学習が行われていた。さらにそれを補助するものとして、「通俗国字書」を読み知識を広げることが求められていた。幕府における教育とは、寛政の異学の禁以降、朱子学の教授であり、その内容としては、中国の歴史書にも及んでいた。以上の 4 藩の教育もまた、幕府に準じるものであった。通俗物は、中国の歴史書の教育を補助するものであったという一面が窺われる。

通俗物は、読本のジャンルに分類される。読本のジャンルの中では、通俗物の占める割合が最も多い。次いで多く見られるのが、戦を題材とした書物である。これらは、読本という形態ととっているため、現在の目録の分類では、近世小説として分類されるが、戦を題材としており、軍書と捉えることもできる。

和歌山藩の「紀藩玉條書抜」には、学問の姿勢として以下のように述べられている。

学問は人たる所の道にて人と生れたるもの是を知らず行はず候ては偏に禽獣のありさまにて候しかれば朝夕衣食よりも急成義と可心得候扱其修行の法は心身工夫とて心の邪正身に行ふ所の善悪是等の吟味を致し心を正し身を治て古の賢人君子にも及び又は其ひ人の心かけ次第に聖人にも至る道にて候以下略然は書をよみ候も古の御詞をためとして心身の工夫せむ故なれば小学四書近思録の類を熟読いたし余力あらは五経などにも及び其理をたつね一字一句も今日のうへにひさうけてとくとく行ひの為に致し候こそ真の学文と申へく候右の外書籍はあまりいらさる事に候殊に四十已上の人は精力も少く候へは小学四書近思録はかりにてよく候然しながら其段は機根次第に候六十より八九十の人は大かた老衰いたすものに候へは大学論語までにては又は一部にては自分に熟読いたし其外は人の物語にて聞候ても同事にて候云々右は其昔南紀を治めおはしまし正徳の頃にや御家臣たちへ御教諭の趣云々<sup>45</sup>

学問によって、ものの善悪を考え心を正し身を治めることは、聖人に至る道である。そのための書物として、「小学四書近思録」を熟読し、余力があれば「五経」などを読み行いのためにするということが真の学問であり、その他の書籍はあまりいらぬものであることが述べられている。和歌山藩に見られる「近世小説」は、『鎌倉比事』を除いて通俗物である。漢籍以外の書物は、不要とされる和歌山藩においても通俗物やその他軍記の所蔵が見られ、これらは学問とはならないまでも、それを助けるものという認識があったのではないかと考えられる。

#### 4.2.3 説話・教訓物

読本以外のジャンルにおける特徴としては、説話や教訓物が多くみられるということである。67 作品が読本以外のジャンルに分類され、その内 30 作品が説話または教訓的な要素を持つ書物である。近世期、草紙類は、何度も幕府の取締の対象となっている。享保 7 年（1722）11 月に、享保の改革の一環として、出版取締令が出される。これは、幕末まで引き継がれる基本法令となるが、時代の経過とともに緩んでいった。そこで、寛政 2 年（1790）5 月、老中松平定信の命によって寛政の改革の一環として、享保 7 年（1722）の出版取締令を基にして、出版取締令が出されている。

町触

書物草紙之類、新規ニ仕立候儀無用、但不叶事ニ候ハバ、相伺候上可申付候、尤当分之儀早速壺枚絵等ニ令板行商売可為無用候、右之品々有来物ニても、最初は其仕方之品軽候ても、段々仕形を替、花美を尽し、潤色を加へ、甚費成儀ニ成候間、最初之質

朴を用候様可致候、且新板書物其筋一通之事は格別、猥成儀異説を取交作り出候儀、堅可為無用候、只今迄有来候板行物之内、好色本之類は、風俗之為ニもよろしからざるニ付、段々相改、絶板可致、又は書物ニよらず、以後新板之物作者並板元之実名奥書ニ致可申旨、其外品々享保年中相触候処、いつとなく相ゆるミ、無用之書物作出、令板行、並子供持遊草紙絵本類ニ至迄、年々無益ニ手を込メ、高直ニ仕立、甚費成事ニ候間、前々相触通弥相守、猶又左之趣ニ可相心得候、

一、書物類古来より有来通ニて事済候間、自今新規ニ作出申間敷候、若無抛儀ニ候ハバ、奉行所え相伺、可受差図候、

一、近年子供持遊草紙絵本等、古代之事ニよそへ、不束成儀作出候類相見候、以来無用ニ可致候、

但、古来之通質朴ニ仕立、絵様も常体ニいたし、全子供持遊ニ成候様致候儀は不苦候、

一、浮説之儀、仮名書写本等ニ致し、見料を取、貸出候儀致間敷候、

但、浄瑠璃本は制外之事、

一、都て作者不知書物類有之は、商売致間敷候、

右之通ニ候間、以来書物屋共相互ニ吟味いたし、触ニ有之品隠候て売買いたし候もの有之は、早速奉行所え可申出候、若見遁し、間遁しニ致置候ハバ、当人は勿論、仲間之もの迄も咎可申付候、制禁之書物類、若国々より差越候儀も有之は、是又奉行所え申出、可請差図候、

戌五月<sup>46</sup>

草紙類に手間をかけ高値にすることを禁止、浮説を写本にして貸し出すことの禁止、書物には作者名を明記することが定められ、本屋仲間による吟味によってこれらを取り締まることが定められた。しかし、宝暦・明和期（1751～1772）以降長きに渡って流行し、寛政に至って華美になっていた草紙類を取り締まることが容易ではなく、同年の10月にもまた同趣旨の触が出されている。寛政の改革における出版取締令では、享保年間（1716～1736）に出されたものと比べて錦絵地本への取り締まりが厳しくなっている。しかし、これらの書物は、取り締まりが厳しくなっても人気のあるものであった。その様子が、寛政の改革で処罰の対象となった山東京伝<sup>47</sup>の伝記である『伊波伝毛之記』にも表れている。

于時官禁ありて、洒落本を禁ぜらる、且つ草冊子といふとも、博奕及遊里嫖客の趣を書あらはすことを免されず、然るに、書肆耕書堂蔦屋重三郎頻りに利欲に惑ふて、禁を犯し、京伝に勧めて二種の洒落本を作らしめ、明春開版するに及て、表囊も教訓読本と小書して発兌せり、其書は錦の裏吉原の洒落本なり仕懸文庫深川の洒落本なり等是なり、其書中の人物の姓名は、鎌倉將軍時代に取りなほしたれども、其趣は専ら今の遊里のうへを尽くしたり、この二書又大く行れて、板元の利を射るころ多かりけり、

48

「洒落本」が禁止され、「草冊子」の内容に規制がかかったため、これらの禁を犯す書物

を「教訓読本」と書いて売り、多くの利益を得たというのである。これより、「教訓」を記した書物は、幕府の奨励するものであったということが窺われる。

#### 4.2.4 小括

軍書と近世小説の蔵書傾向の違いとして、昌平坂学問所および各藩校の所蔵文庫の重複の差が挙げられる。軍書については、半数以上の文庫で所蔵が見られる書物が存在するが、近世小説は、重複の最大が3文庫であり、通俗物の作品であった。軍書には、教育機関の文庫に所蔵すべきものが共通した概念としてあったのではないかと考えられる。一方、近世小説というジャンルにおいては、教育機関の蔵書であるという面は無視できず、教育的な要素を含むものという観点を持って、それぞれの機関が独自に収集していたのではないかと考えられる。

### 4.3 昌平坂学問所および諸藩校における読書

和書の中でも、戦を題材とした「軍書」のジャンルに分類される書物が、昌平坂学問所を始め多くの藩校で見られる。軍書の中でも、これらの機関に多く見られるのは、「雑史」に分類される実録や戦記、「文学」に分類される中世の戦を描いた軍記物語、通俗物、読本であった。これらの軍書は、歴史や戦史、兵学を学ぶための一つの教材であったと考えられる。特に「雑史」に部類される実録や戦記、軍記物語は、多くの藩で共通して見られる書物も多く、教えるべき歴史として共通の概念があったことが窺われる。通俗物や読本は、「近世小説」のジャンルの中でも多くの部数が見られるが、各機関に共通した作品は、実録や戦記、軍記物語に比べて少なく、機関ごとに選書され所蔵されたことが考えられる。元禄期（1688～1704）以降の軍書は、戦闘に関する地理・動員数・移動日時には、史実性が重視され、リアルな戦争への視点が出てくる。また、武士の美学を描く軍書からの抜粋も同時期に目立つようになる<sup>49</sup>。同時期には、中国の白話小説の流行や、それらの影響を受けた読本の誕生がある。

白話小説とは、中国の俗語体の小説のことである。16世紀、明代中期に入って、庶民向けの平易な小説として定着し、古くからの講史・語り物を『三国志演義』、『水滸伝』、『西遊記』等の長編小説が誕生した。これらの輸入は、近世の初期から行われていた。白話小説の初の訳書は、享保13年（1728）に刊行された岡島冠山<sup>50</sup>の『忠義水滸伝』であったと言われている。『水滸伝』は長編であったため、一度に大量に輸入できず、民間にはあまり出回っていなかった。その上、『水滸伝』は中国語の口語である白話を用いて書かれた小説であったため、長沢規矩也氏によれば「江戸初期の漢学者には恐らく読めなかつたであらう」とされている<sup>51</sup>。享保期（1716～1735）には、このような翻訳書や注釈書が漢学者によって刊行される。その後、宝暦・明和期（1751～1771）を境に、作家の手によって翻案小説となる。特に、通俗物の刊行は、宝暦期（1751～1763）に集中して見られる。この白話小説に影響を受けて誕生したのが、読本である。



中村幸彦は、上田秋成<sup>52</sup>や都賀庭鐘<sup>53</sup>などの明和・安永・天明頃（1764～1789）の作品である、いわゆる初期読本と呼ばれる読本について、読本の第1の特質、そしてそれを、峻別する第1条件は、何等かの形式に於いて中国小説を模倣すること、第2第3と指摘できる読本の特質、複雑な趣向や事件に超自然的要素が多いこと、最も重んぜられる脚色要素が、因果の種につながれ、勧懲の緒に貫かれること、その和漢混淆の文体等も亦、第1条件に附随して出て来たとして述べている<sup>54</sup>。この他にも初期読本は、後期読本と呼ばれる曲亭馬琴<sup>55</sup>や山東京伝などの著作物より短編であり、出版の場が上方であったなどの特質がある。後期読本は、寛政11年（1800）に前編の出版された山東京伝の『忠臣水滸伝』を契機として流行する。以後、京伝や馬琴、振鷺亭、小枝繁などを中心に江戸で新しい読本の形式が確立する。その特徴として中村幸彦は、第1にストーリー性が最も重要視されること、第2に真実性を求める傾向を持ったことであると述べている。そしてその傾向から、素材に史書・古典を用い時代考証や歴史的解釈をも適宜に加えている。第3に、和漢雅俗混淆の文体を作り出したこと、第4に構成が整備され真実性を求めたことから、作中の人物に一貫した性格を付与したこと、第5に勧善懲悪因果応報の儒教仏教ないしはその混合した教訓が必須であることが述べられている<sup>56</sup>。読本全般の特徴として、勧善懲悪の思想があることが挙げられ、これは、儒教や仏教の教訓であった。さらに後期読本は、素材に史書や古典を用い、時代考証や歴史的解釈が加えられている。歴史的な素材を用い、儒教や仏教の思想を持つという点において、後期読本は、軍書の特徴と一致する。

後期読本以前の江戸では、

この大江戸にも二百年来戯作者に置しからず（中略）枚挙るに遑あらずしかれとも首尾具足そて唐山の稗史小説に拮抗すへしものにあらず多くハ果敢なき浮世雑談或ハ柳巷梨園の褻語或ハ輪廻応報の物語のミ<sup>57</sup>

戯作者の数こそ少なくはないものの、その多くは「浮世雑談或ハ柳巷梨園の褻語或ハ輪廻応報」といった作風であった。また、寛政期（1789～1801）に至っても、読み物の主流は、庶民の日常生活における滑稽ぶりを断片的に描いた滑稽物を旨とするものであった。後期読本流行の契機となった『忠臣水滸伝』は、寛政11年（1800）に前編が刊行されている。大筋は元禄期に起きた赤穂事件を、舞台を『太平記』の世界に移して描いた歌舞伎の演目である『仮名手本忠臣蔵』に拠っており、そこに『水滸伝』中の説話が適宜要約・付会されている。この作品によって、白話小説の翻案物が読者に受け入れられ、同時にようやく読本も受け入れられ始めたのである。この白話小説の翻案物の受容は、同時に勧善懲悪の思想の受容にもつながったのではないかと考えられる。勧善懲悪は、儒教で見られる政治や道徳に対する思想である。この思想を用いた作品は、作成する側にも意識されていた。文化4年（1807）に、山東京伝・曲亭馬琴の連名で肝煎名主<sup>58</sup>の一人和田源七にあてて口上書を提出している。

内々以書付申上候覚

一、私共廿年来草紙読本類著述仕来候二付、少々宛之作料所得も御座候而、傍生活ニ

も相成候ニ付、是迄毎年板元之書林共より被相頼候得は新作仕遣し申候、然処今般四ヶ所様、右読本類禁忌御改之蒙仰渡候ニ付、京伝被招呼、著述仕方御内意被仰聞難有奉存候、依之私共兩人平生心得罷在候後、御内々達御聞置申度、左ニ口上書を以申上候

- 一、草紙読本類之義ニ付、先年町御触有之候後堅相守、猶又其時々之流行風聞等之儀ハ決而書著し不申、第一ニ勸善ン懲悪を正敷仕、善人孝氏忠臣之伝をおもに綴り、成丈童蒙婦女子之心得ニも可相成儀ヲ作り設可申と心掛罷在候、(中略)
- 一、私共兩人は年来相互ニ申合、不行届所は無腹蔵申段候、此義先年京伝蒙御答候ニ付、当人ハ不及申、馬琴儀も同様相慎罷在候え共、外作者共行届不申も有之候哉、(中略) 右一統え被仰渡候ハバ、私共並渡世ニ仕候作者画師共寄合仕、来秋より出板之作風殺伐不詳之儀成丈相省キ候様ニ申談、一同相慎候様ニ可仕候、右一同ニ相慎候様ニ相成候ハバ、乍憚私共兩人平生之心掛ニも相応仕、剛悪殺伐不詳之絵組等差加不申候而も外之並ニ売捌可申と難有奉存候、依之内々口上書を以申上候、以上

文化四卯年十一月廿八日

京伝事

京屋伝蔵

馬琴事

瀧沢清右衛門

#### 和田源七様<sup>59</sup>

これは、文化4年(1807)までに出された出版統制令を受けて提出されたものである。これによって、作者側の著述の仕方として「勸善ン懲悪」を旨とし「作風殺伐不詳之儀」をなるべく省くという自己規制がされた。そしてこの「勸善ン懲悪」は、その後の馬琴の作風にも見られる。また同時期には、勸善懲悪の思想を持った敵討物の流行も見られる。

安永中より文化に至れり初よりをさをさかたき討の作のミにて世の評判も果敢果敢しからさりしに文化に至りて敵討の臭草紙流行<sup>60</sup>

これは、曲亭馬琴が記した江戸文学の作者事典である『近世物之本江戸作者部類』の一節である。文化期(1804~1818)に至り敵討物の評判はよく、この作風の草紙の流行が起こった。儒教道徳である勸善懲悪の思想を持った作品が、明和期(1764~1771)以降、様々な形で取り入れられ流行したのである。これらは、貸本屋を通じて、多くの庶民に受容された<sup>61</sup>。一方で、このような「戦」を題材とした作品は、武士の子弟を教育する機関にも取り入れられた。この背景には、近世期における武から文への転換が、一つの要因として考えられる。

慶長二十卯年七月

武家諸法度

- 一、文武弓馬之道專可相嗜事、

左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要枢也、号兵為凶器、不得已而用之治不忘乱、何不励修練乎、<sup>62</sup>

慶長 20 年 (1615)、徳川家康によって、初の武家諸法度が制定される。武家諸法度とは、江戸幕府が諸大名統制のために作った法令である。大名の心得、城の修築の制限、婚姻・参勤交代の制度などについての規定がされている。この一条目に、文武に関する記述が見られる。慶長 20 年 (1615) の時点では、「弓馬」は武家の要であり、戦を忘れず修練に励むべきであるとされており、「文武弓馬之道」に励むことが明記されている。その後、寛永 12 年 (1635) と寛文 3 年 (1663) に改定された武家諸法度では、この条文に変化は見られない。天和 3 年 (1683) に徳川綱吉によって出された武家諸法度では、一条目に変化が現れる。

天和三亥年七月

#### 武家諸法度

##### 一、文武忠孝を励し可正礼儀之事、<sup>63</sup>

これまで、「文武弓馬」を行うことが定められていたが、「文武忠孝」を行い、礼儀を正すことが定められた。兵事に関しては、「一、人馬兵具、分限に応し可相嗜事、」<sup>64</sup>とされ、身の程に応じた武備を行うこととされた。天和 3 年 (1683) の武家諸法度においては、この他にも殉死の禁止の明文化、末期養子の禁緩和の明文化がされ、文治政治への転換を迎え、法令の内容にも変化が現れた。この武家諸法度は、その後も踏襲され、幕末まで至る。天和 3 年 (1683) の武家諸法度が出された後、ほぼ同時期である元禄期 (1688~1704) を境に軍書にも変化が見られる。

慶長 20 年 (1615) の大坂夏の陣以降、大きな戦乱がなく、近世は世界史上稀に見る太平の続いた時代であった。このような中で、武士は官僚化し、柔弱に流れるものも多かった。軍書の記述について井上泰至は、あるべき武士の姿だけでなく、現実の戦国武士の処世・戦略・戦術の再現に力点が移った。時代が現実的になり、学問もそれに呼応したのである。しかし、これは身命を賭けて戦に挑む覚悟の動揺をもたらしかねないものでもあった。そうした精神的核心の動揺は、軍事行為を身分的特権として名誉の感情とともに持っていた武士のアイデンティティーに関わる根本的な問題でもあったと述べる<sup>65</sup>。このような中で、勸善懲悪という形で儒教の思想が、様々な作品に取り入れられ流行した。これらの作品は、庶民の娯楽としてだけでなく、武士の子弟を教育する機関においても所蔵されていた。歴史や戦史、兵学の一教材であったことが考えられる。しかし、それ以上に近世期の武士が自らの体験として持っていない戦における軍事行為の経験や、戦に臨む覚悟といったものの獲得が、軍書の読書の目的としてあったのではないかと思われる。昌平坂学問所や諸藩校においては、軍書の蔵書が共通して見られ、戦を題材とした近世小説が選ばれて所蔵されていたことが窺われる。選書され所蔵された書物は、利用されることが前提にあり、読まれることが望まれたものである。これらの機関において求められた和書の読書とは、太平の世にあってもなお武士としてのアイデンティティーを失わないことを目的として行

われる行為であることであつたと考えられる。

- 
- 1 日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』(岩波書店 1983)、第2巻 244～255 ページ
  - 2 長友千代治『近世貸本屋の研究』(東京堂出版 1982)、194 ページ
  - 3 倉員正江「江戸時代における軍書の教育的意義について」(『教育制度研究紀要』第34集 2003)、1 ページ
  - 4 井上泰至「サムライ達の物語・近世軍書」(『江戸文学』31号 2004)、114 ページ
  - 5 井上泰至「初期読本と軍書」(『国語と国文学』69巻3号 1992)、43～44 ページ
  - 6 長友千代治『近世貸本屋の研究』(東京堂出版 1982年)、167～171 ページ
  - 7 池田真由美「『書物有物帳』に見る江戸近郊村名主層の動向」(『関東近世史研究』51号 2002)、62 ページ
  - 8 若尾政希「『書物の思想史』研究序説」(『一橋論叢』134巻4号 2005)、527 ページ
  - 9 若尾政希「日本近世における軍書の歴史的位罫」(『軍記と語り物』39号 2003)、27～28 ページ
  - 10 平岩親吉編。慶長15年(1610)自序。写本で伝わる。三河松平徳川氏の先祖をたずね、三河定春以降、関ヶ原の役の結末までを対象とする。史実としては正しくないものも多いが、江戸時代には広く読まれ、講釈の材などにもなった。
  - 11 熊沢淡庵編・正徳6年(1716)刊行。天文から慶長年間(1532～1615)における名将・勇士の忠義・武勇の美談を集めたもの。
  - 12 中井竹山編。寛政11年(1799)に幕府に献上される。天文11年(1542)徳川家康の誕生から元和2年(1616)の死去までの一生を記した伝記。
  - 13 浅井了意著か。延宝3年(1675)刊行。時政から高時にいたる北條嫡流九代の間の出来事をほぼ年代順に記す。
  - 14 諸説あるが、承久以前の成立であるとされる。源平史を敗者平家の側に心寄せつつ、隆昌の高みから衰滅へという下降線に描いたもので、その歴史観には宗教観が覆っている。
  - 15 作者、成立年不明。『平家物語』広本系の一異本であるが、近世以来独立した別個の軍記として流布した。
  - 16 作者、成立年不明。曾我兄弟の敵討を題材としたもの。後世への影響は大きく、「曾我物」として劇化され人気を博した。
  - 17 日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』(岩波書店 1983)
  - 18 日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』(岩波書店 1983)、第2巻 317 ページ
  - 19 小峯和明「軍記文学と説話」(『軍記物語とその周縁』2003)、125 ページ
  - 20 井上泰至「読み物としての近世軍書」(『国語と国文学』81巻4号 2004)、44 ページ
  - 21 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第一巻 533 ページ
  - 22 『山口県教育史』(山口県教育会 1925)、上巻 58～59 ページ
  - 23 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第二巻 252 ページ
  - 24 日野龍夫編『鷲峯林学士文集』(ぺりかん社 1997)、下 600～601 ページ
  - 25 井上泰至「読み物としての近世軍書」(『国語と国文学』81巻4号 2004)、48 ページ
  - 26 中村幸彦『中村幸彦著述集』(中央公論社 1987)、第四巻 10 ページ
  - 27 岡島冠山訳。宝永2年(1705)京都林九兵衛ら刊。20巻20冊。明の太祖朱元璋が、草莽より起こり、元を滅ぼして天下を一統する過程を演義小説化した中国白話長編小説『雲合奇蹤(皇明英烈伝)』の翻訳。
  - 28 長崎居士一鶚訳。宝永2年(1705)京都出雲寺出雲掾刊。15巻15冊。中国南北朝時代の梁の建国の経緯を叙述する。天花蔵主人編『精繡通俗梁武帝西来演義』全40回の内、初

回から第 15 回までを原文に沿って訳すが、煩雑な部分は大幅に省略し、または理解の便をはかって説明を加え、筋を把握しやすくした抄訳である。

29 佚斎樗山著。享保 14 年 (1729) 刊。5 巻 5 冊。板元は京都西村市郎右衛門、江戸西村源六。松谿子が夢中に冥土の旅路に立ち、途中六道の茶屋で勇士達の会するに交わって、種々の武家の故実作法心構え等の話を聞く。その後彼の前に現れた俱生神とともに閻魔城へ行くが、そこでは今まで聞き役であった松谿子が一転教訓を垂れる立場となり、閻魔に信仰学問の話をし、遂に赤鬼を悟道に導くに至る。武道教訓書として広く読まれた。

30 井原西鶴著。元禄 2 年 (1689) 刊。5 巻 5 冊。短編小説集で 44 の裁判説話を載せる。洛中洛外に起こった事件を奉行が解決し、判決を下す説話。奉行名は明示していないが、京都所司代板倉勝重・重宗の父子が想定できる。宋の桂万榮著『棠陰比事』を模した書名で、同書や、板倉父子の裁判例を載せた『板倉政要』を素材に用いている。

31 一雪著、神谷養勇軒編。寛延 2 年 (1749) 大坂河内屋茂兵衛刊。18 巻 12 冊。宝永元年 (1704) 一雪序の『続著聞集』を紀伊和歌山藩士神谷養勇軒が編集しなおし出版したもの。近世説話の源流というべく、井原西鶴の作品に共通する説話を数多く収載する。

32 作者未詳。文録・慶長 (1592~1615) 頃成立か。2 巻。紫式部・赤染衛門ら我が国古典文学に賢女貞女の逸話を求め、原文を引いてその行状を紹介する。王朝女性に憧憬の念を表し、かえりみて当代の風潮を慨嘆しつつ、婦女子に対する警告と教訓を述べる。

33 元和年間 (1615~1624) 刊行。3 巻。『イソップ物語』の翻訳であり、全部で 94 話。最初の 30 話はイソップの逸話、のちの 64 話が動物の寓話である。

34 一夢道人指漏漁者編。安政 3 年 (1856) 刊。6 巻 7 冊。神話時代から鎌倉時代までの歴史故事を描く。

35 堀経信作。天保 7 年 (1836) ~ 文久元年 (1861) 刊。15 巻 18 冊。『太平記』の文章を和らげ、絵を入れて通俗化したもの。

36 曲亭馬琴作。天保 2 年 (1831) ~ 弘化 4 年 (1847)、江戸和泉屋市兵衛刊。10 集 80 巻。中国明代小説『金瓶梅』の翻案。対応照対の方法を多く用いて人物の運命の起伏を描き、善悪の因果応報の結末を明確につけて作者の勸善懲悪主義を徹底させている。

37 称好軒徽庵訳。元禄 12 年 (1699) 序。20 巻 20 冊。

38 夢梅軒章峯訳。元禄 9 年刊 (1676)。20 巻 20 冊。

39 李下散人訳。正徳 2 年 (1712) 刊。14 巻 14 冊。

40 中村昂然作。宝永 2 年 (1705) 刊。20 巻 20 冊。唐玄宗の時代を中心に唐の初世から代宗皇帝の世までの間の歴史を記載するもの。

41 文山訳。元禄 2 年 (1689) ~ 元禄 5 年 (1672) 京都吉田三郎兵衛刊。50 巻 41 冊。羅貫中作『三国志演義』の翻訳。

42 月尋堂作の浮世草子。宝永 5 年 (1708) 3 月、橘屋次兵衛刊。井原西鶴の『本朝桜陰比事』にならった裁判小説。

43 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第一巻 377 ページ

44 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第二巻 53 ページ

45 文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第六巻 182 ページ

46 高柳眞三編『御触書天保集成』(岩波書店 1937)、809~810 ページ

47 山東京伝 (宝暦 11 年 (1761) ~ 文化 13 年 (1816)) : 江戸後期の戯作者・浮世絵師。浮世絵を北尾重政に学び、北尾政演と名乗る。のち、戯作に筆をふるった。寛政の改革で洒落本が発禁になり、手鎖 50 日の刑を受け、以後は読本を書いた。

48 岩本活東子編「伊波伝毛乃記」(『新燕石十種』中央公論社 1981)、第六巻 123 ページ

49 井上泰至「サムライ達の物語 - 近世軍書」(『江戸文学』31 号 2004)、116 ページ

50 岡島冠山 (生年不詳~享保 13 年 (1728)) : 享保元年 (1716) より数々の唐話参考書を刊行し、『水滸伝』の国訳を試みた。「唐話」学を隆盛にした唐話学者であり、中国白話小

---

説である『水滸伝』の国訳に着手した翻訳作家でもあった。

- 51 長坂規矩也『シナ戯曲小説の研究』(汲古書院 1985)、356 ページ
- 52 上田秋成(享保 19 年(1734)～文化 6 年(1809))：国学者・歌人・読本作者。著書に『雨月物語』や『春雨物語』がある。
- 53 都賀庭鐘(享保 3 年(1718)～没年不詳)：宝暦期から寛政期にかけて活躍した読本作者。著作は考証、白話小説の翻訳・翻案と大別でき、代表作に『英草紙』、『繁野話』などがある。
- 54 中村幸彦『中村幸彦著述集』(1982、中央公論社)、第五巻 349 ページ
- 55 曲亭馬琴(明和 4 年(1767)～嘉永元年(1848))：江戸時代後期の読本作者であり、その代表作としては、『椿説弓張月』・『南総里見八犬伝』が知られている。
- 56 中村幸彦『中村幸彦著述集』(1982、中央公論社)、第五巻 361～362 ページ
- 57 木村三四吾編『近世物之本江戸作者部類』(八木書店 1988)、126 ページ
- 58 人口増加と共に、町が造られて拡大し、増え続ける番組を統制するために、奉行所及び町年寄からの御触れ・申し渡しの伝達とその遵守・監視や人別改め、つまり住民戸籍管理、宗門宗派改めなどを行っていた江戸の町名主の中から、勤務状況の良い者を撰び、名主を総括する「肝煎名主」を任命した。この記録が享和二年十二月の記録に残されている。
- 59 近世史料研究会編『江戸町触集成』(塙書房 1999)、第 11 巻 222～224 ページ
- 60 木村三四吾編『近世物之本江戸作者部類』(八木書店 1988)、33 ページ
- 61 長友千代治『近世貸本屋の研究』(東京堂出版 1982)、167～174 ページ
- 62 高柳眞三、石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 1934)、1 ページ
- 63 高柳眞三、石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 1934)、8 ページ
- 64 高柳眞三、石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 1934)、8 ページ
- 65 井上泰至「サムライ達の物語 - 近世軍書」(『江戸文学』31 号 2004)、117 ページ

## 5 おわりに

昌平坂学問所の文庫運営は、幕府直轄の学問所となった初期の寛政12年(1800)より始められた。当初は、寄宿生への貸出を行っていただけであったが、学生や書物を取り扱う係の者の要望を受けて、文庫や借覧の幅も拡大していった。文化6年(1809)頃に、「頭取世話役勤方并心得書」に幕末までの規定となる借覧規則が記載される。これ以降も借覧部数や書物の取扱いに関して多少の変更はあるが、借覧様式に変更は見られない。学生に対する貸し出しは、学習に必要であるから認められたものと考えられる。しかし、雑書・小説類に関する規定が見られ、その貸し出しも行われていたことから、学習に直接関わりのない書物が所蔵され、利用されていたことが窺われる。諸藩校において、文庫の活用についての細則が見られるのは、萩藩明倫館、名古屋藩明倫堂、和歌山藩学習館の3校である。松山藩有終館・黒羽藩作新館以外の藩校では、諸記録から、文庫が存在し利用されていたことがわかる。これらの主な目的は、学問に利用されることであった。昌平坂学問所や藩校における教育は、主として漢籍を教材として儒学を教授することであった。そのため、すべての機関において、漢籍が所蔵されていた。しかし、漢籍だけではなく、和書の所蔵もすべての機関において見られる。昌平坂学問所の蔵書は、その成り立ちから、『本朝通鑑』の編修に必要な歴史に関する書物が多く存在する。その他、教育や教養という観点から、政治・法制、故実に関する書物、文学の中でも漢詩文に関する書物が多く、これらが収集されていたことが窺われる。諸藩校においては、藩校ごとに設定された教科の影響であると考えられる。教科の中でも、共通して見られるものとして、日本の古典・文学・歴史・制度・有職故実等を含む広領域の総称である国学・和学・皇学である。これらの一教材となるような、「歴史」に分類される書物や「文学」の分類の中でも「漢文」や「和歌」に分類される書物が多く所蔵されていた。

また、和書の中でも、戦を題材とした「軍書」のジャンルに分類される書物が、昌平坂学問所を始め多くの藩校で見られる。軍書の中でも、これらの機関に多く見られるのは、「雑史」に分類される実録や戦記、「文学」に分類される中世の戦を描いた軍記物語、通俗物、読本であった。これらの軍書は、歴史や戦史、兵学を学ぶための一つの教材であったと考えられる。特に「雑史」に部類される実録や戦記、軍記物語は、多くの藩で共通して見られる書物も多く、知っておくべき歴史として共通の概念があったことが窺われる。通俗物や読本は、「近世小説」のジャンルの中でも多くの部数が見られるが、各機関に共通した作品は、実録や戦記、軍記物語に比べて少なく、機関ごとに選書され所蔵されたことが考えられる。元禄期(1688~1704)以降の軍書は、戦闘に関する地理・動員数・移動日時には、史実性が重視され、リアルな戦争への視点が出てくる。また、武士の美学を描く軍書からの抜粋も同時期に目立つようになる<sup>1</sup>。同時期には、中国の俗語体の小説である白話小説の流行や、それらの影響を受けた読本の誕生がある。

慶長20年(1615)の大坂夏の陣以降、大きな戦乱がなく、近世は世界史上稀に見る太平の続いた時代であった。このような中で、武士は官僚化し、柔弱に流れるものも多かった。

軍書の記述について井上泰至は、あるべき武士の姿だけでなく、現実の戦国武士の処世・戦略・戦術の再現に力点が移った。時代が現実的になり、学問もそれに呼応したのである。しかし、これは身命を賭けて戦に挑む覚悟の動揺をもたらしかねないものでもあった。そうした精神的核心の動揺は、軍事行為を身分的特権として名誉の感情とともに持っていた武士のアイデンティティーに関わる根本的な問題でもあったと述べる<sup>2</sup>。このような中で、勸善懲悪という形で儒教の思想が、様々な作品に取り入れられ流行した。これらの作品は、庶民の娯楽としてだけではなく、武士の子弟を教育する機関においても所蔵されていた。歴史や戦史、兵学の一教材であったことが考えられる。しかし、それ以上に近世期の武士が自らの体験として持っていない戦における軍事行為の経験や、戦に臨む覚悟といったものの獲得が、軍書の読書の目的としてあったのではないかと思われる。昌平坂学問所や諸藩校においては、軍書の蔵書が共通して見られ、戦を題材とした近世小説が選ばれて所蔵されていたことが窺われる。選書され所蔵された書物は、利用されることが前提にあり、読まれることが望まれたものである。これらの機関において求められた和書の読書とは、太平の世にあってもなお武士としてのアイデンティティーを失わないことを目的として行われる行為であることであったと考えられる。

本論文では、諸藩校の特徴や教育理念と蔵書の関係にまで言及することができなかった。藩校によって、その学問の派閥や教授内容、教育理念等、さまざまな違いが見られる。萩藩明倫館の国書の蔵書が、徂徠学の影響を受けていることが、牛見真博によって明らかにされているように<sup>3</sup>、藩校の特色は、蔵書構成に影響を与えることが考えられる。諸藩校の特徴や教育理念の違いによって、蔵書構成の変化にどのように影響するのかということを、今後の課題としたい。

---

1 井上泰至「サムライ達物語 - 近世軍書」(『江戸文学』31号 2004)、116 ページ

2 井上泰至「サムライ達物語 - 近世軍書」(『江戸文学』31号 2004)、117 ページ

3 牛見真博「旧蔵国書からみる萩藩校明倫館教育の研究」(『アジアの歴史と文化』10巻 2006)、15 ページ



## 参考文献

### ◆本論

- ・石川謙『日本学校史の研究』（日本図書センター 1977）
- ・池上英子『名誉と順応-サムライ精神の歴史社会学』（NTT出版 2000）
- ・池田真由美「『書物有物帳』に見る江戸近郊村名主層の動向」（『関東近世史研究』51号 2002）
- ・井上泰至「初期読本と軍書」（『国語と国文学』69巻3号 1992）
- ・井上泰至「サムライ達の物語-近世軍書」（『江戸文学』31号 2004）
- ・井上泰至「読み物としての近世軍書」（『国語と国文学』81巻4号 2004）
- ・上田渡「近代成立期の読書空間」（『日本文学論究』65巻 2006）
- ・牛見真博「旧蔵国書からみる萩藩校明倫館教育の研究」（『アジアの歴史と文化』10巻 2006）
- ・大友一雄「近世の武家儀礼と江戸・江戸城」（『日本史研究』463号 2001）
- ・岡崎寛徳『近世武家社会の儀礼と交際』（校倉書房 2006）
- ・小野則秋『日本文庫史研究』（臨川書店 1980）、下巻
- ・笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』（吉川弘文館 1969）
- ・菊池租「図書館夜話」（『図書館学』36号 1980）
- ・倉員正江「江戸時代における軍書の教育的意義について」（『教育制度研究紀要』第34集 2003）
- ・小峯和明「軍記文学と説話」（『軍記物語とその周縁』 2003）
- ・国立公文書館編『内閣文庫百年史』（汲古書院 1985）
- ・小林幸夫「林門官学体制（1） - 寛政異学の禁以降の昌平黌」（『東京家政学院筑波短期大学紀要』1巻 1991）
- ・鈴木俊幸『江戸の読書熱』（平凡社 2007）
- ・鈴木三八男『「昌平黌」物語 - 幕末の書生寮とその寮生』（斯文会 1973）
- ・高遠町誌編纂委員会編『高遠町誌』（高遠町誌刊行会 1983）、上巻[2]
- ・津市教育会『津市文教史要』（津市教育会 1938）
- ・長坂規矩也『シナ戯曲小説の研究』（汲古書院 1985）
- ・長友千代治「江戸時代庶民の読書」（『文学』45巻9号 1977）
- ・長友千代治『近世の読書』（青裳堂書店 1987）
- ・長友千代治『江戸時代の書物と読書』（東京堂出版 2001）
- ・中村幸彦『中村幸彦著述集』（中央公論社 1987）、第四巻、第五巻
- ・富士川英郎「化政期以後の詩壇」（『国文学 解釈と教材の研究』21巻10号 1976）
- ・安川実『本朝通鑑の研究』（言叢社 1980）
- ・若尾政希「日本近世における軍書の歴史的位罫」（『軍記と語り物』39号 2003）

- ・若尾政希「『書物の思想史』研究序説」(『一橋論叢』134巻4号 2005)

#### ◆引用史料

- ・石井良助編『徳川禁令考』(創文社 1959)、前集第二、三
- ・石井良助、服藤弘司編『幕末御触書集成』(岩波書店 1993)、第三卷
- ・岩本活東子編「伊波伝毛乃記」(『新燕石十種』中央公論社 1981)
- ・木村三四吾編『近世物之本江戸作者部類』(八木書店 1988)
- ・近世史料研究会編『江戸町触集成』(塙書房 1999)
- ・高遠町誌編纂委員会編『高遠町誌』(高遠町誌刊行会 1983)、上巻[2]
- ・高柳眞三、石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店 1934)
- ・高柳眞三編『御触書天保集成』(岩波書店 1937)
- ・橋本昭彦編『昌平坂学問所日記』(斯文会 2000)、I
- ・日野龍夫編『鷲峯林学士文集』(ペリかん社 1997)
- ・文部省編『日本教育史資料』(臨川書店 1970)、第一巻～第七巻
- ・『本朝通鑑』(国書刊行会 1920)、首巻
- ・『山口県教育史』(山口県教育会 1925)

#### ◆表作成

- ・朝倉治彦監修『福井藩明道館書目』(ゆまに書房 2003)
- ・朝倉治彦監修『彦根藩弘道館書籍目録』(ゆまに書房 2005)
- ・今井源衛編『秋月郷土館蔵書分類目録』(文献出版 1982)
- ・岩本篤志編『米沢藩興讓館書目』(ゆまに書房 2009)、第1巻～第4巻
- ・科学史の研究会編『黒羽藩校作新館旧蔵図書目録』(科学史の研究会 1975)
- ・笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』(吉川弘文館 1969)、上下
- ・高橋良政編『高遠藩進徳館蔵書本目録』(高遠町図書館 2004)
- ・津市図書館編『有造館文庫目録』(津市図書館 2004)
- ・内閣文庫編『内閣文庫漢籍分類目録』(内閣文庫 1971)
- ・内閣文庫編『内閣文庫国書分類目録』(内閣文庫 1974)
- ・名古屋市蓬左文庫編『名古屋市蓬左文庫漢籍分類目録』(名古屋市教育委員会 1975)
- ・名古屋市蓬左文庫編『名古屋市蓬左文庫国書分類目録』(名古屋市教育委員会 1976)
- ・宮城県図書館編『青柳・今泉・大槻・養賢堂文庫和漢書目録』(宮城県図書館 1984)
- ・矢野貫一編『聖藩文庫目録』(加賀市立図書館 1987)
- ・山口大学人文学部漢籍調査班編『明倫館漢籍・準漢籍分類目録』(山口大学人文学部漢籍調査班 1989)
- ・山口大学人文学部漢籍調査班編『明倫館国書分類目録』(山口大学人文学部漢籍調査班 1992)

- ・和歌山大学附属図書館真砂町分館編『和歌山大学附属図書館真砂町分館蔵紀州藩文庫目録』（和歌山大学附属図書館 1971）
- ・『大野藩等旧蔵図書目録』（福井県立大野高等学校 1980）
- ・『高梁市図書館所蔵古書分類目録』（山田方谷生誕二百年記念事業実行委員会 2004）